

相生市
子ども・子育て支援事業計画
(案)

平成27年3月

兵庫県相生市

目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画の期間	2
5 計画の策定体制	3
(1) 子ども・子育て会議の開催	3
(2) 子ども・子育て支援事業推進委員会の開催	3
(3) ニーズ調査の実施	3
6 新制度の概要	5
(1) 主なポイント	5
(2) 給付・支援事業について	5
第2章 本市における現状	8
1 人口の推移	8
(1) 年齢3区分別人口の推移	8
(2) 出生数と出生率の推移	8
2 未婚率の推移	9
3 世帯の動向	10
(1) 世帯数と一世帯あたり人員の推移	10
(2) 子どものいる世帯	11
(3) 就業状況	13
(4) 将来推計人口	14
4 ニーズ調査結果からみる状況	15
(1) 子育てに関する不安や負担	15
(2) 子育てに関する悩みや気になること	16
(3) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること	17
(4) 子育て・定住施策である市の事業の必要性	18
5 現状と課題の整理	19
(1) 地域における切れ目ない子育て支援の推進	19
(2) 仕事と子育ての両立の推進	25
(3) 母親や乳幼児などの健康確保と増進	27
(4) 子どもにやさしい環境整備の充実	29
(5) 教育環境の整備と健全育成の充実	31
(6) 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実	35
第3章 基本理念と基本目標	38
1 計画の基本理念	39
2 計画の基本目標	40

基本目標 1	地域における切れ目ない子育て支援の推進	40
基本目標 2	仕事と子育てとの両立の推進	40
基本目標 3	母親や乳幼児などの健康確保と増進	40
基本目標 4	子どもにやさしい環境整備の充実	41
基本目標 5	教育環境の整備と健全育成の充実	41
基本目標 6	支援を必要とする子どもへの取り組みの充実	42
3	計画の体系	43
第4章	施策の展開	45
基本目標 1	地域における切れ目ない子育て支援の推進	45
(1)	育児相談、情報提供体制の充実	45
(2)	多様な子育て支援の充実	49
(3)	多様な保育サービスの充実	53
(4)	子育て支援ネットワークの推進	56
基本目標 2	仕事と子育てとの両立の推進	58
(1)	就労環境の整備	58
(2)	男女共同参画の推進	60
基本目標 3	母親や乳幼児などの健康確保と増進	61
(1)	母子保健対策の充実	61
(2)	思春期保健対策の整備	65
(3)	小児医療の整備	67
基本目標 4	子どもにやさしい環境整備の充実	68
(1)	生活環境の整備	68
(2)	子どもの安全・安心体制の整備	70
基本目標 5	教育環境の整備と健全育成の充実	73
(1)	未来の親の育成	73
(2)	生きる力の育成に向けた教育内容の充実	74
(3)	幼児教育の充実	77
(4)	健全育成の充実	78
(5)	家庭や地域の教育力の向上	80
(6)	子どもを取り巻く有害環境対策の推進	81
基本目標 6	支援を必要とする子どもへの取り組みの充実	83
(1)	児童虐待防止対策の整備	83
(2)	ひとり親家庭の自立支援の推進	84
(3)	障害のある子どもへの支援の充実	86
第5章	教育・保育の需要量と提供体制の確保方策	90
1	量の見込みの算出方法	90
2	教育・保育提供区域	92
(1)	教育・保育	92
(2)	地域子ども・子育て支援事業	92

3	教育・保育施設等の需要量と確保の内容	93
	(1) 幼稚園、保育所、認定こども園	93
4	地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保の内容	95
	(1) 利用者支援事業【新規】	95
	(2) 時間外保育事業（0～5歳）	96
	(3) 学童保育（小学1年生～小学6年生）	97
	(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）（0～5歳）	98
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	99
	(6) 養育支援訪問事業	100
	(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）	101
	(8) 一時預かり事業	102
	(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）（0～5歳）	104
	(10) ファミリー・サポート・センター事業（小学1年生～小学6年生）	105
	(11) 妊婦健康診査	106
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	107
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	107
5	教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容	108
第6章	計画の推進	109
1	庁内推進体制の整備	109
2	関係機関等との連携・協働	109
3	計画の進行管理と点検・評価	109
資料		110
1	相生市子ども・子育て会議設置条例	110
2	相生市子ども・子育て会議委員名簿	112
3	相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱	113
4	相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿	115
5	相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過	116

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は昭和42年以降減少し続け、平成元年にはそれまでの最低水準であった1.58を下回る1.57を記録し、その後も少子化は進行しています。平成24年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は1.41であり、人口を維持するのに必要な水準（人口置換水準のことで、わが国ではおおむね2.07程度）を大きく下回っています。

国の動向は、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを実施してきました。そして、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成22年の「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討が始まりました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、市民のニーズを踏まえ、「相生市子ども・子育て支援事業計画（以下、本計画）」を新たに策定し、今後を見据えた新しい計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の性格

本計画は、子ども子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。家庭における子育てを中心に地域、学校、団体、企業、行政など、社会全体で子育て支援に取り組むための方向性を示すとともに、市が子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進めるための基本的指針となるものです。

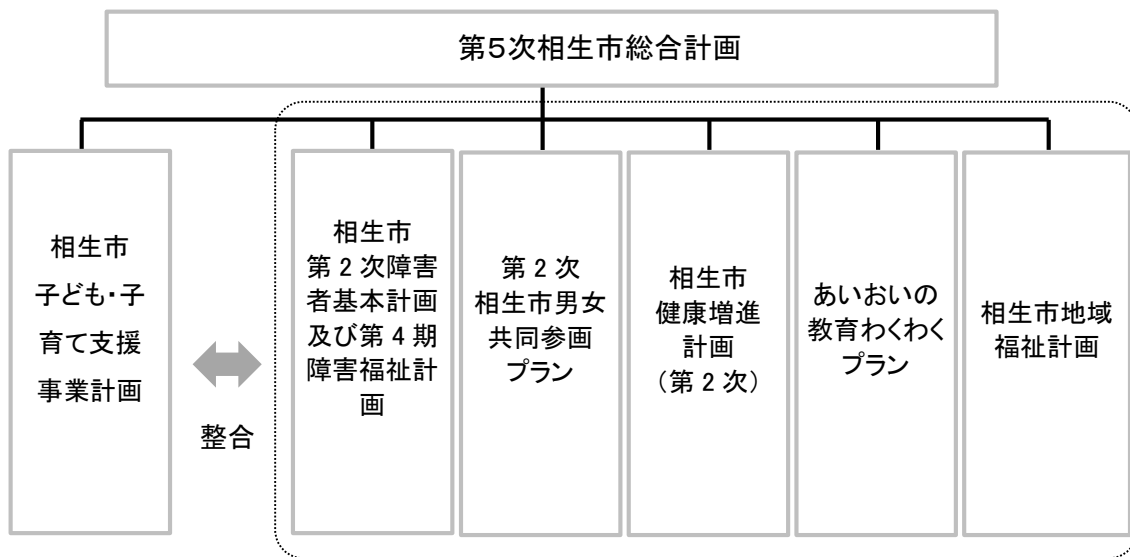
次世代育成支援行動計画の法的根拠となる「次世代育成支援対策推進法」は平成27年3月までの時限立法でしたが、一般事業主行動計画の更なる推進という観点から、平成37年3月まで10年間延長することとなりました。これに伴い、同法第8条で定める「市町村行動計画」の法的根拠が存続することとなりますが、策定は任意となります。

そのため、本市では、次世代育成支援行動計画の内容の一部を本計画に引継ぎ、

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画の性格を持ち合わせるものとします。

3 計画の位置づけ

本計画は、「相生市総合計画」を上位計画と位置づけ、関連する個別計画との整合性を保ちつつ推進するものとします。



4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とします。

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
次世代育成支援後期行動計画									
				見直し	本計画				

5 計画の策定体制

子ども・子育て支援対策を推進するためには、行政、事業所、市民が一体となった取り組みを行うことが求められています。そのため、計画の策定段階より、関係機関や団体、市民との連携を図り、多くの議論のもとに策定作業を進めてきました。

また、市民へのニーズ調査やパブリックコメントの実施など、幅広い市民の意見を反映した計画づくりを行いました。

(1) 子ども・子育て会議の開催

本市における子ども・子育て支援対策の推進に関し、必要となる措置について協議することを目的に保健・医療・教育各分野の代表者や保護者、子ども・子育て支援事業者、労働者、行政機関の代表、学識経験者などで構成する「相生市子ども・子育て会議」において、計画の協議を行いました。

(2) 子ども・子育て支援事業推進委員会の開催

子ども・子育て会議委員委嘱団体より委員を選出し、「相生市子ども・子育て支援事業推進委員会」を設置し、計画の検討を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

市民の子育て支援に関する生活実態や意見・要望などを把握し、新たな「計画」を策定するため、平成25年11月1日から平成25年11月15日までの期間でニーズ調査を実施しました。

○調査の種類と対象者

調査の種類	対象者
就学前児童調査	相生市在住の就学前児童を持つ保護者を対象
就学児童調査	相生市在住の就学児童を持つ保護者を対象

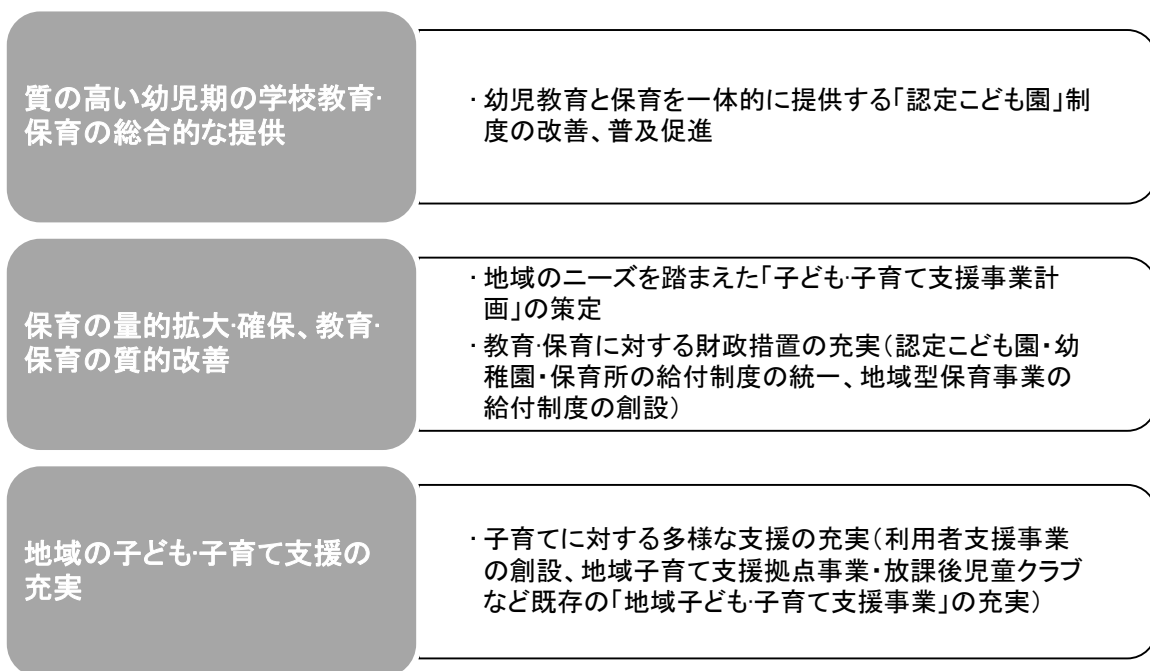
○配布数・回収数・回収率

調査の種類	配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	1,500	1,039	69.3%
就学児童調査	500	268	53.6%

6 新制度の概要

子ども・子育て支援新制度は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的に、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化したうえで、学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、家庭における養育支援の充実を図るものです。

(1) 主なポイント



(2) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスとして、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大別されます。

◆子ども・子育て支援給付

- ・当支援給付は「施設型給付」「地域型保育給付」「児童手当」で構成

施設型給付	<ul style="list-style-type: none">・平成 27 年4月から新たに創設される給付費で、保育所・幼稚園・認定こども園に対する従来の財政措置とは異なり、保護者に対して市町村が施設型給付費という形で支給する・各施設が保護者の代理として市町村に請求
地域型保育給付	<ul style="list-style-type: none">・平成 27 年4月から新たに創設される給付費で、これまでは市町村事業として個々の事業単位で整理されていた下記の事業が一体的に整備される ⇒小規模保育(6～19 人)、家庭的保育事業(5 人以下)、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業
子どものための現金給付	<ul style="list-style-type: none">・児童手当法の定められた基準に従い、中学校修了まで支給される

- ・国が統一的な基準等を設け、それに準じて各市町村がサービスを提供する
 - ・小規模保育や家庭的保育事業等については、新制度のもとでは、保育の質の確保を図るため、客観的な認可基準が設けられ、市町村がその基準をもとに認可を行う形となる
-

◆地域子ども・子育て支援事業

・当支援事業は、市町村が独自に実施する各種事業が対象(当支援事業に含まれる事業は以下のとおり)

- ① 利用者支援事業【新規】
- ② 時間外保育事業(延長保育事業)
- ③ 放課後児童健全育成事業(学童保育)
- ④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)
- ⑥ 養育支援訪問事業
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 病児保育事業(病児・病後児保育事業)
- ⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

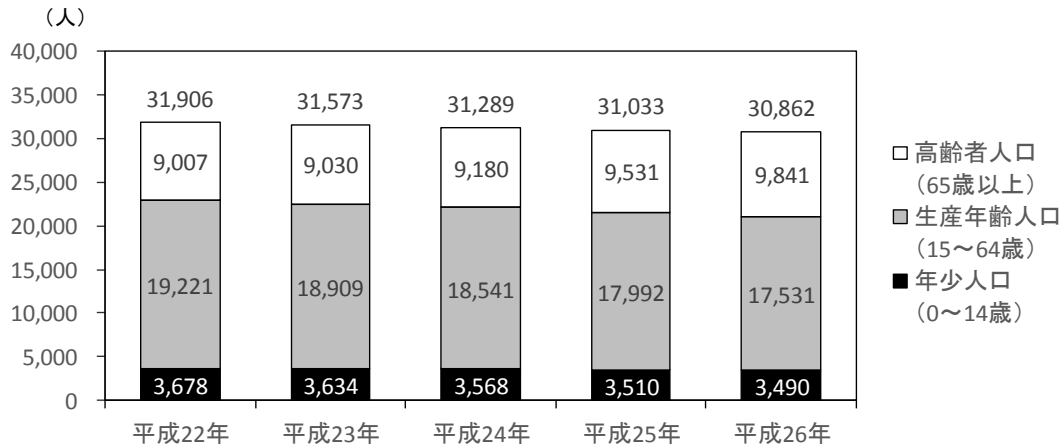
- ・前記の「子ども・子育て支援給付」とは異なり、市町村がそれぞれの地域の実情に応じたサービスを提供
- ・新制度のもとでは、各種事業が「地域子ども・子育て支援事業」という大きな枠組みの中に含まれることとなり、一体的な制度設計・運営が行われる

第2章 本市における現状

1 人口の推移

(1) 年齢3区分別人口の推移

総人口は年々減少しており、平成26年で30,862人となっています。
年齢3区分別にみると、年少人口・生産年齢人口は減少、高齢者人口は増加しています。

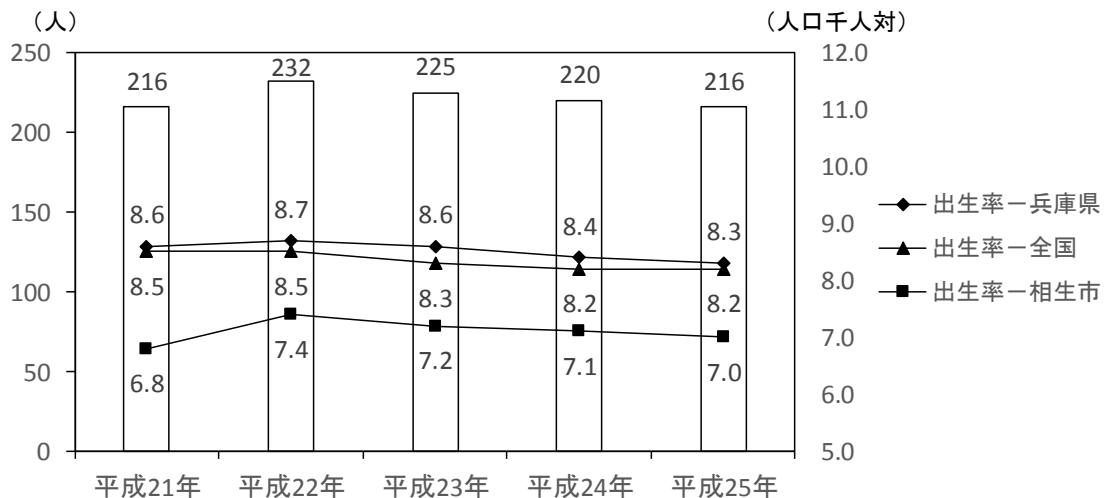


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（各年3月31日現在）

(2) 出生数と出生率の推移

出生数は、平成21年で216人、平成25年で216人と各年で増減しているものの、ほぼ横ばいの状況です。

出生率も横ばいの状況にあり、平成25年で7.0となっています。また、本市の出生率は全国・兵庫県よりも低い状況にあります。

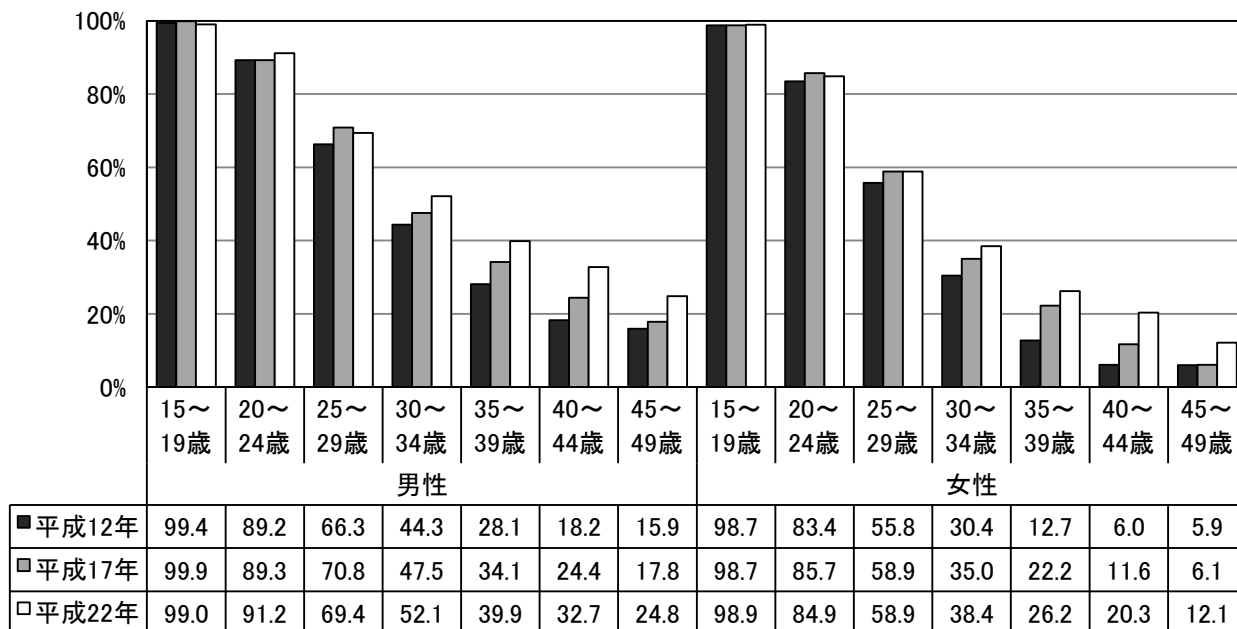


資料：相生市の出生数は兵庫県「人口動態調査」、出生率は兵庫県「人口動態調査」をもとに住民基本台帳人口（各年9月末現在）から算出。全国・兵庫県の出生率は厚生労働省「人口動態調査」

2 未婚率の推移

未婚率の推移をみると、男女ともに15～29歳の年齢層は増減があるものの、年々未婚率が高くなっています。

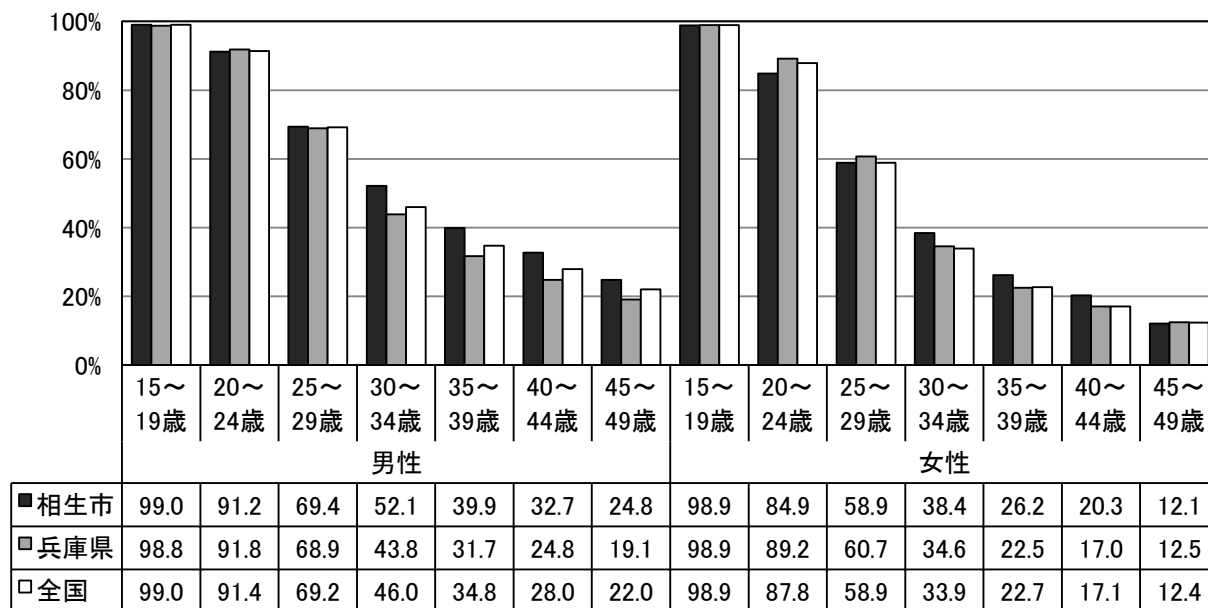
男女で比較すると、女性より男性のほうが未婚率が高くなっています。



資料：各年「国勢調査」

平成22年の未婚率を全国・兵庫県と比較すると、男性の15～29歳は全国・兵庫県とほぼ同じ割合となっていますが、30歳以上の年齢では全国・兵庫県よりも未婚率が高くなっています。

女性をみると、30～44歳の年代が全国・兵庫県よりも未婚率が高くなっています。



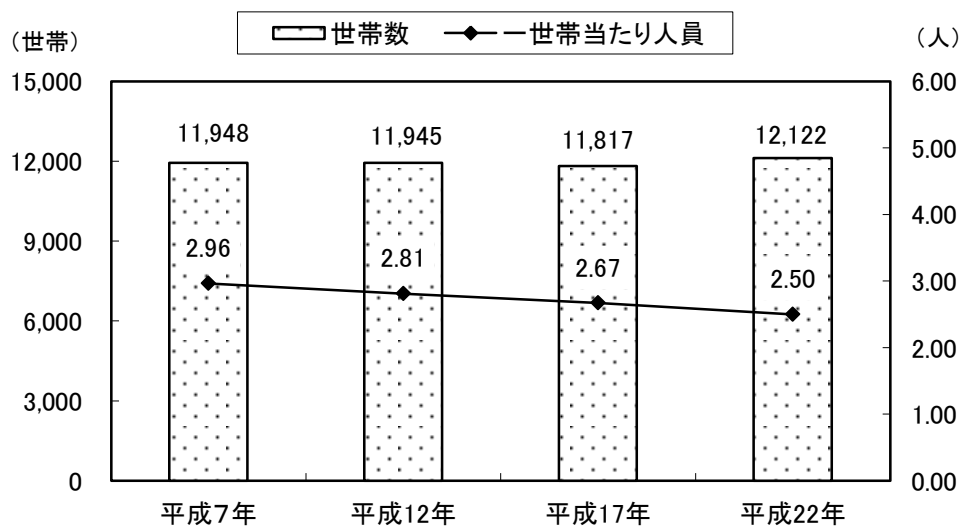
資料：「平成22年国勢調査」

3 世帯の動向

(1) 世帯数と一世帯あたり人員の推移

世帯数は平成 22 年で 12,122 世帯と各年で増減しているものの、ほぼ横ばいの状況です。

一世帯あたり人員は年々減少しており、平成 22 年で 2.50 人となっています。



資料：「平成 22 年国勢調査」

世帯類型別にみると、「単独世帯」は年々増加、「その他の親族世帯」は年々減少しています。

構成比を兵庫県と比較すると、「核家族世帯」「その他の親族世帯」は兵庫県よりも多く、単独世帯は兵庫県よりも低くなっています。

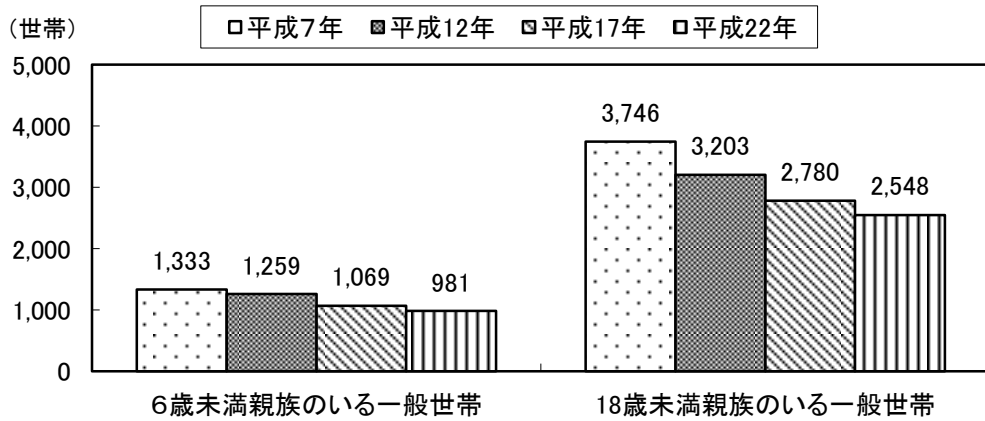
		世帯数				構成比			
		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
相生市	一般世帯数	11,948	11,945	11,817	12,122	100.0	100.0	100.0	100.0
	核家族世帯	7,552	7,610	7,592	7,608	63.2	63.7	64.2	62.8
	その他の親族世帯	2,151	1,918	1,649	1,317	18.0	16.1	14.0	10.9
	非親族世帯	23	21	27	48	0.2	0.2	0.2	0.4
	単独世帯	2,222	2,396	2,549	3,143	18.6	20.1	21.6	25.9
兵庫県	一般世帯数	1,867,031	2,035,097	2,128,963	2,252,522	100.0	100.0	100.0	100.0
	核家族世帯	1,189,321	1,286,413	1,334,679	1,361,978	63.7	63.2	62.7	60.5
	その他の親族世帯	255,430	234,299	216,254	190,333	13.7	11.5	10.2	8.4
	非親族世帯	4,611	6,632	8,549	14,419	0.2	0.3	0.4	0.6

	単独世帯	417,669	507,753	569,481	681,009	22.4	24.9	26.7	30.2
--	------	---------	---------	---------	---------	------	------	------	------

資料：各年「国勢調査」

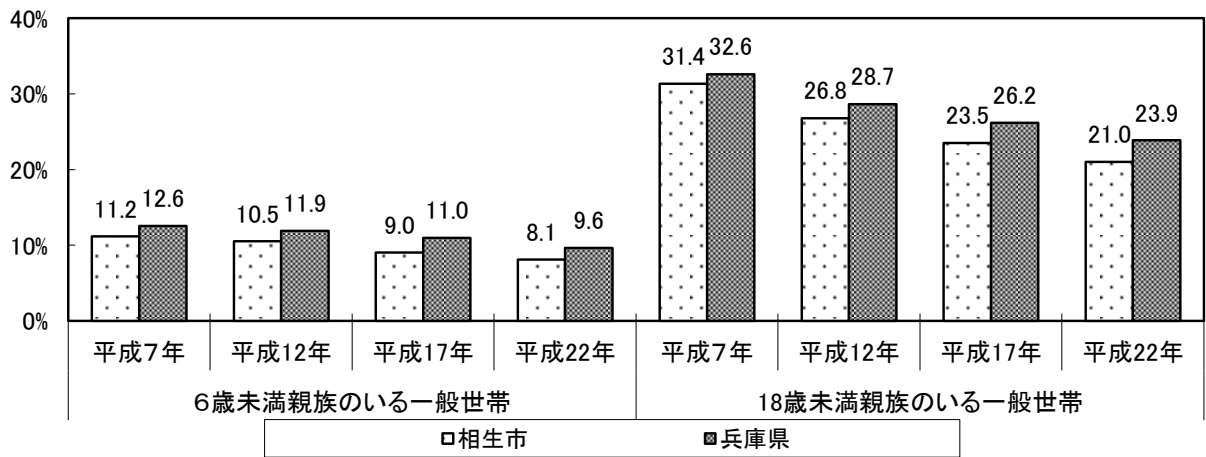
(2) 子どものいる世帯

6歳未満の親族のいる一般世帯・18歳未満の親族のいる一般世帯ともに年々減少しています。



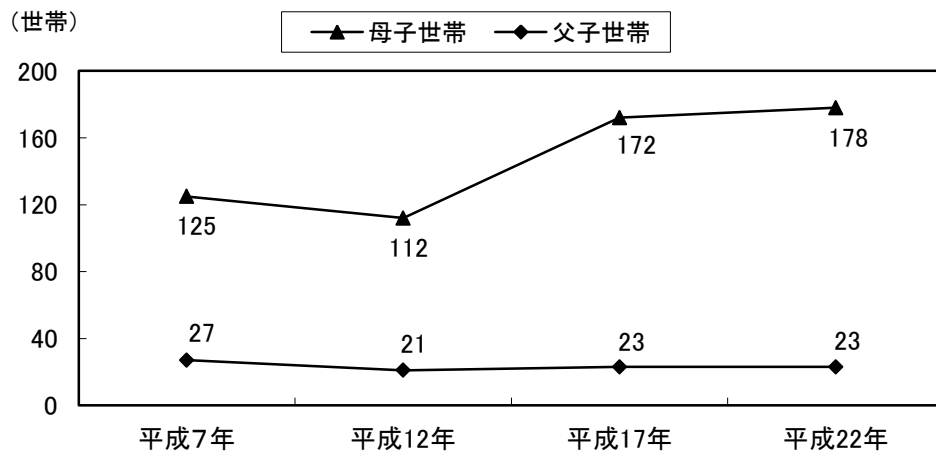
資料：各年「国勢調査」

また、子どものいる世帯を兵庫県と比較すると、6歳未満の親族のいる一般世帯・18歳未満の親族のいる一般世帯ともに兵庫県よりも低くなっています。



資料：各年「国勢調査」

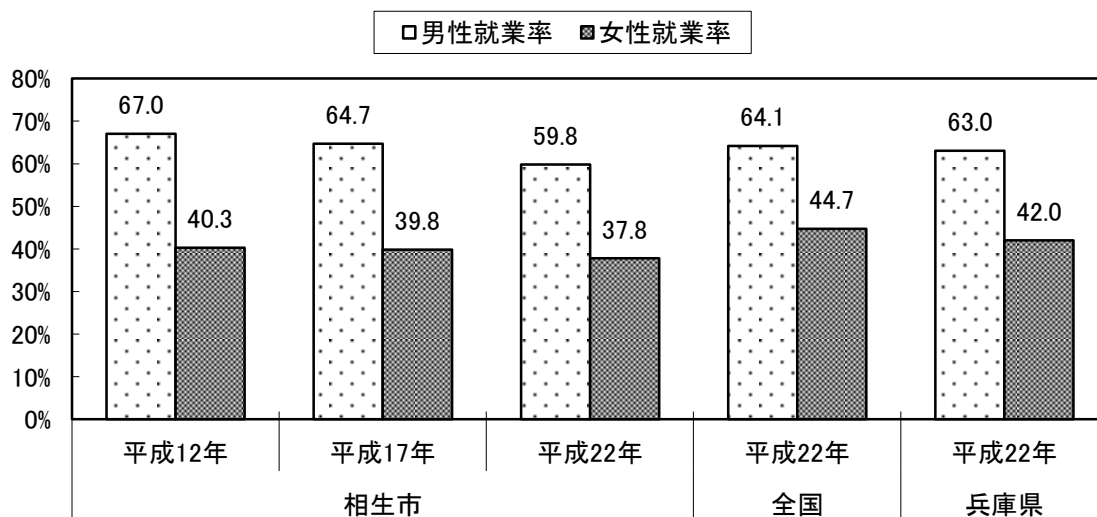
ひとり親世帯については、母子家庭は年々増加しており、父子家庭は横ばいの状況です。



資料：各年「国勢調査」

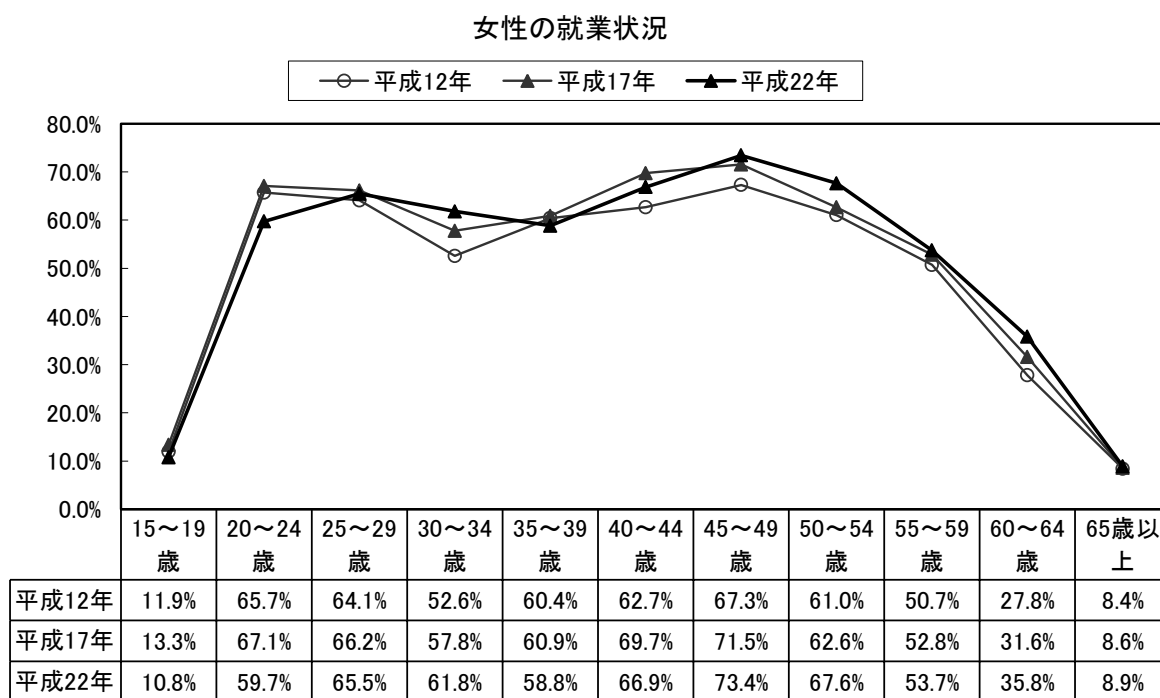
(3) 就業状況

就業状況をみると、男女ともに年々就業率が下がっている状況にあり、全国・兵庫県よりも就業率は低い状況にあります。



資料：各年「国勢調査」

女性の就業率を5歳階級別にみると、30～34歳及び45歳以上の年代において就業率が年々高くなっています。

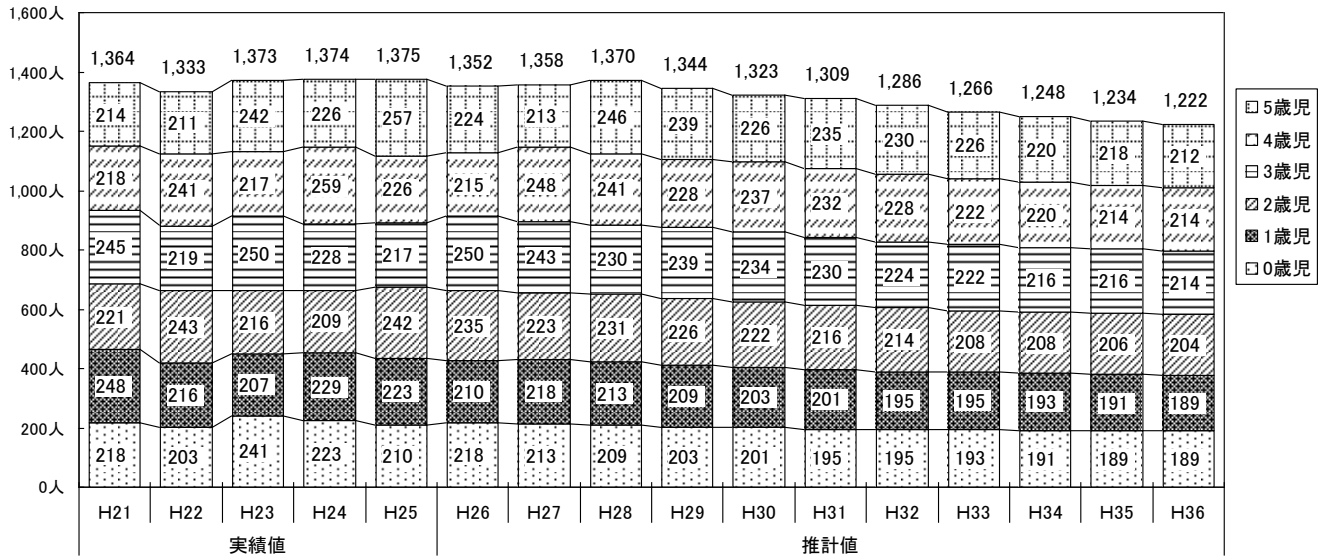


資料：各年「国勢調査」

(4) 将来推計人口

◆就学前児童の人口推計

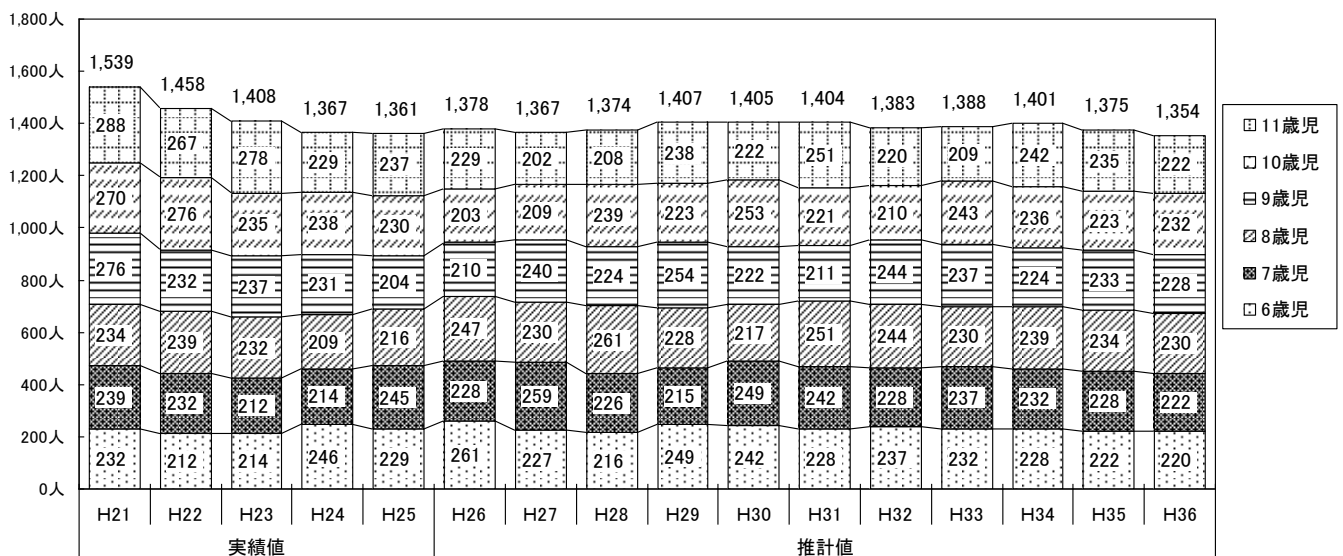
人口推計の結果、就学前児童は平成28年で一度増加するものの、その後は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の計画期間末である平成31年で1,309人になると推計されます。



※「住民基本台帳人口」および「外国人登録人口」の1歳刻み人口を用い、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

◆小学生児童の人口推計

人口推計の結果、小学生児童は平成29年で一度増加するものの、その後は減少に転じ、子ども・子育て支援事業計画の計画期間末である平成31年で1,404人になると推計されます。



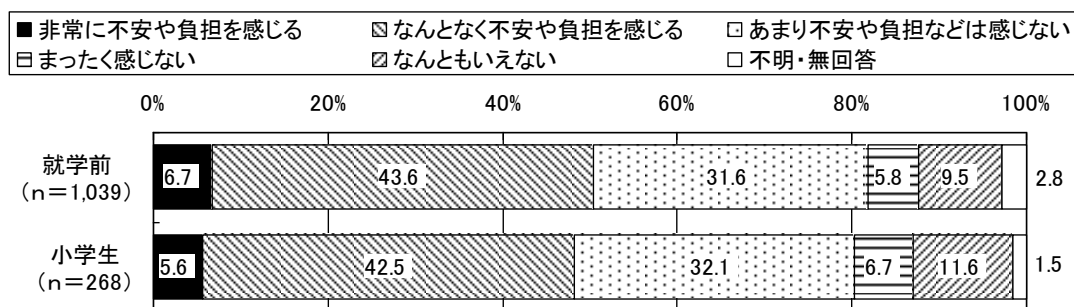
※「住民基本台帳人口」および「外国人登録人口」の1歳刻み人口を用い、「コーホート変化率法」で推計を行っています。

4 ニーズ調査結果からみる状況

(1) 子育てに関する不安や負担

子育てに関する不安感や負担感について、就学前調査では「なんとなく不安や負担を感じる」が43.6%で最も多く、「あまり不安や負担などは感じない」(31.6%)、「なんともいえない」(9.5%)がつづいています。

小学生調査では、「なんとなく不安や負担を感じる」が42.5%で最も多く、「あまり不安や負担などは感じない」(32.1%)と「なんともいえない」(11.6%)がつづいています。



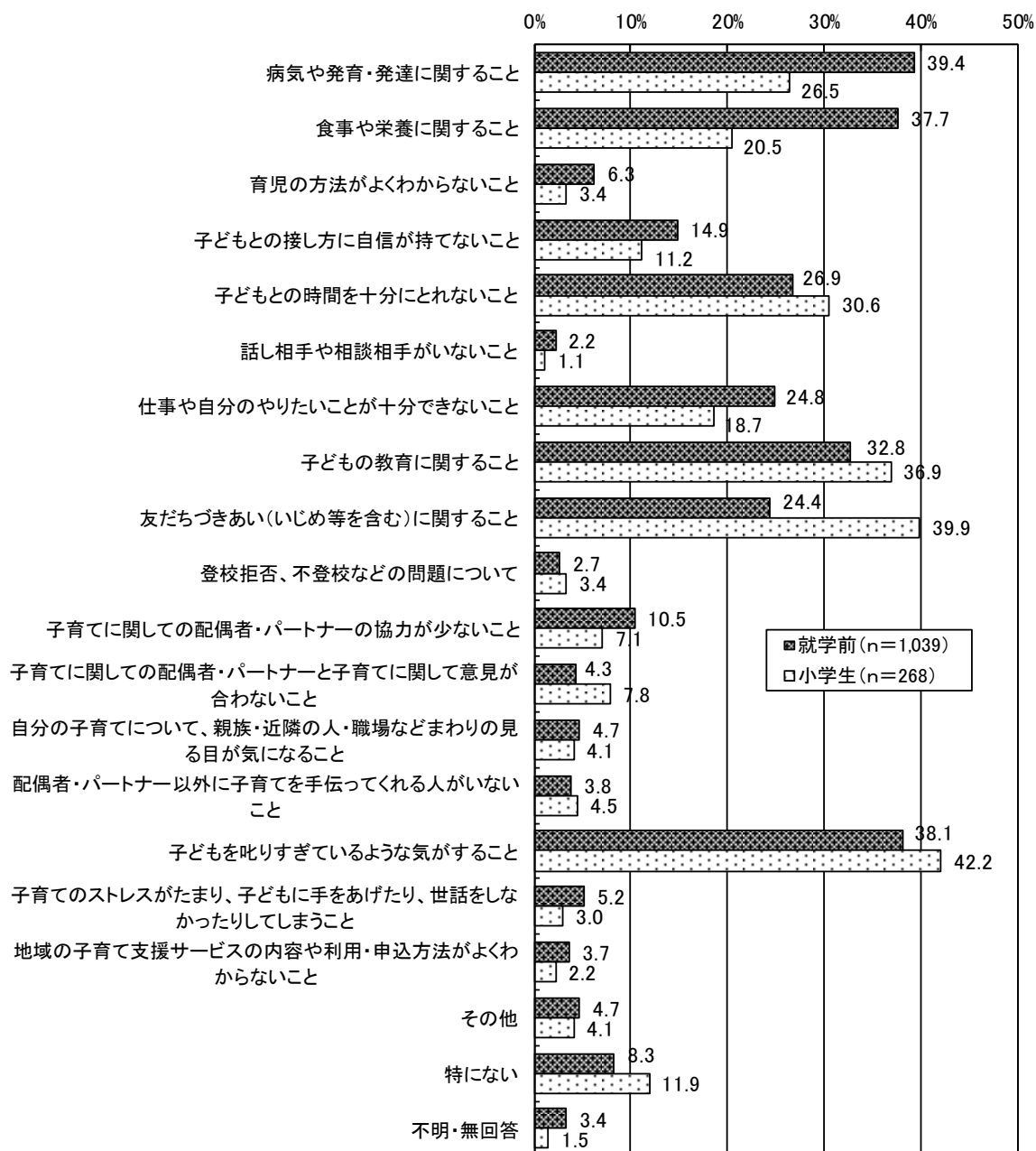
学年別にみると、0歳児クラス前は「あまり不安や負担などは感じない」が最も多く、その他の学年では就学前・小学生ともに「なんとなく不安や負担を感じる」が最も多くなっています。

	(n)	非常に不安や負担を感じる	なんとなく不安や負担を感じる	あまり不安や負担などは感じない	まったく感じない	なんともいえない	不明・無回答	不安を感じる	不安を感じない	
就学前	0歳児クラス前	61	0.0	34.4	47.5	8.2	9.8	0.0	34.4	55.7
	0歳児クラス	121	4.1	51.2	25.6	9.1	6.6	3.3	55.4	34.7
	1歳児クラス	144	6.3	40.3	35.4	6.9	8.3	2.8	46.5	42.4
	2歳児クラス	146	7.5	41.1	32.2	6.8	8.2	4.1	48.6	39.0
	3歳児クラス	178	6.2	43.3	30.9	4.5	12.4	2.8	49.4	35.4
	4歳児クラス	186	8.1	47.8	31.7	2.7	7.5	2.2	55.9	34.4
	5歳児クラス	192	8.9	43.2	26.6	5.7	13.0	2.6	52.1	32.3
小学生	1年生	73	4.1	37.0	37.0	6.8	12.3	2.7	41.1	43.8
	2年生	69	5.8	46.4	30.4	8.7	7.2	1.4	52.2	39.1
	3年生	61	8.2	47.5	27.9	4.9	11.5	0.0	55.7	32.8
	4年生	63	3.2	39.7	33.3	6.3	15.9	1.6	42.9	39.7

(2) 子育てに関する悩みや気になること

子育てに対する具体的な悩み、気になることは、就学前調査で「病気や発育・発達に関すること」が 39.4%で最も多く、「子どもを叱りすぎているような気がすること」(38.1%)、「食事や栄養に関すること」(37.7%)がつづいています。

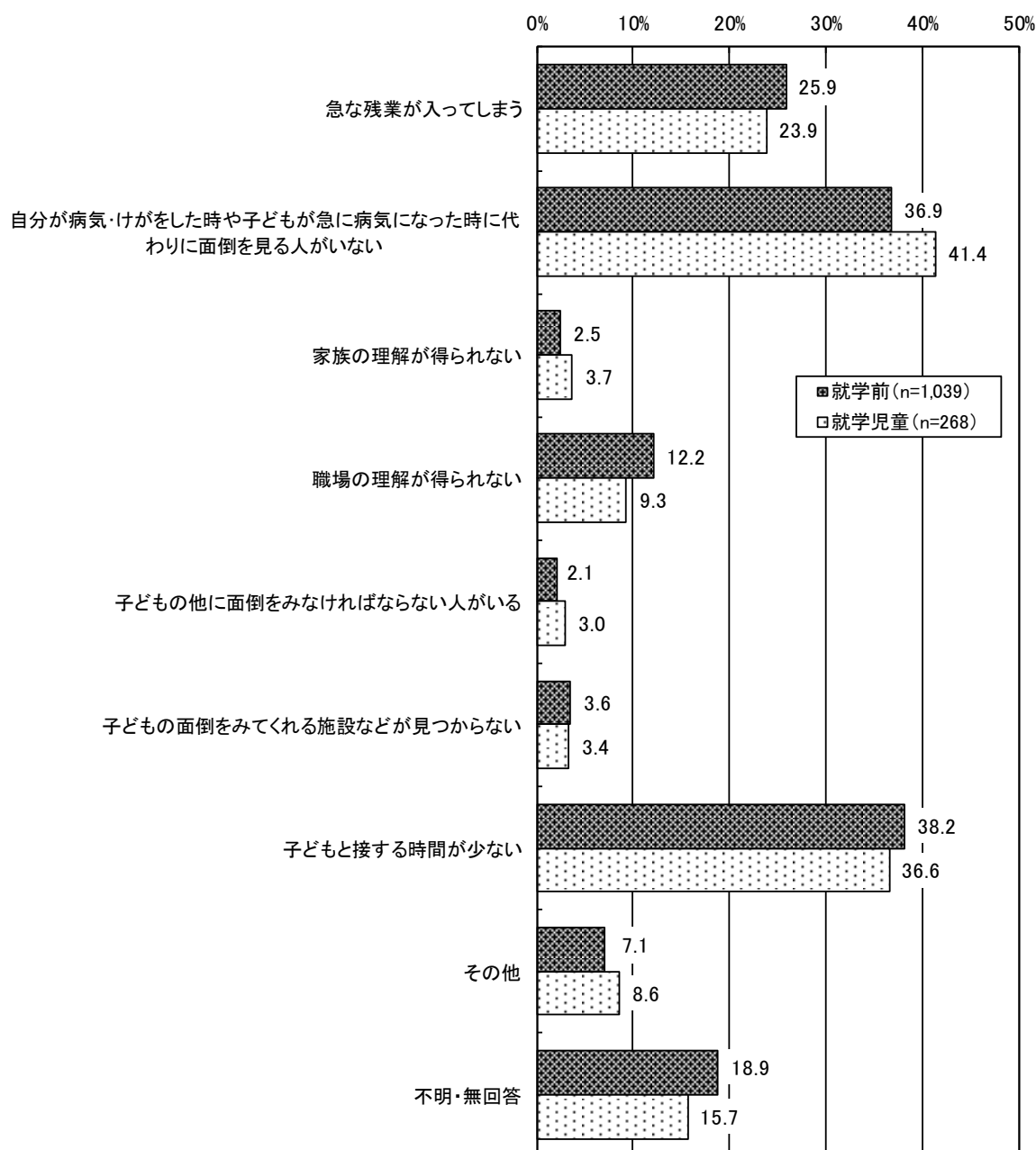
小学生調査では、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 42.2%で最も多く、「友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること」(39.9%)と「子どもの教育に関すること」(36.9%)がつづいています。



(3) 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること

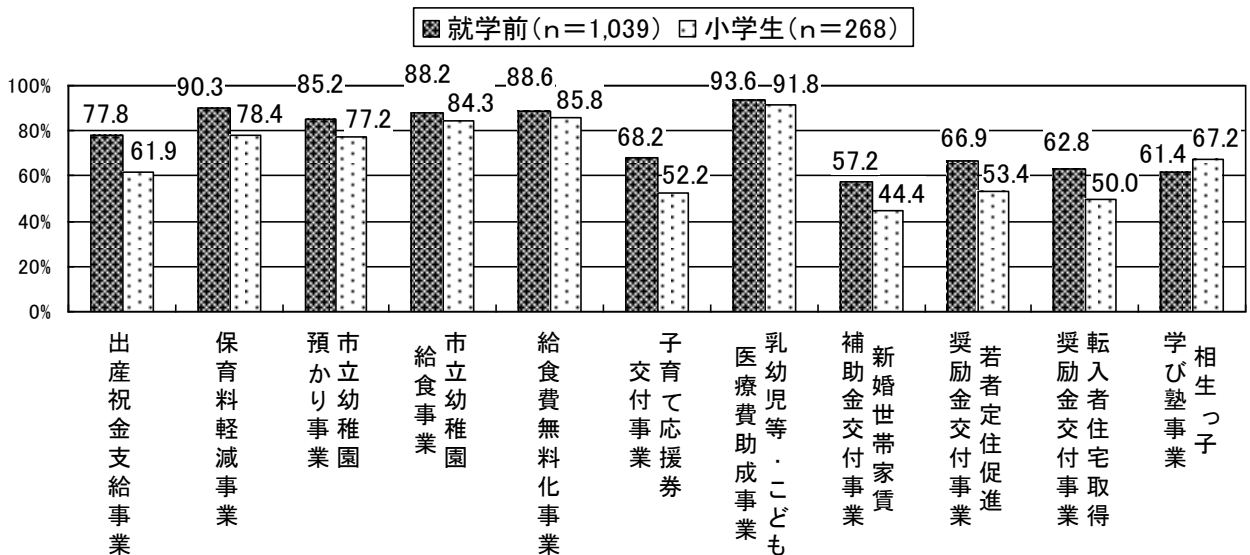
仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることは、就学前調査では「子どもと接する時間が少ない」が38.2%で最も多く、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」(36.9%)、「急な残業が入ってしまう」(25.9%)がつづいています。

小学生調査では、「自分が病気・けがをした時や子どもが急に病気になった時に代わりに面倒を見る人がいない」が41.4%で最も多く、「子どもと接する時間が少ない」(36.6%)と「急な残業が入ってしまう」(23.9%)がつづいています。



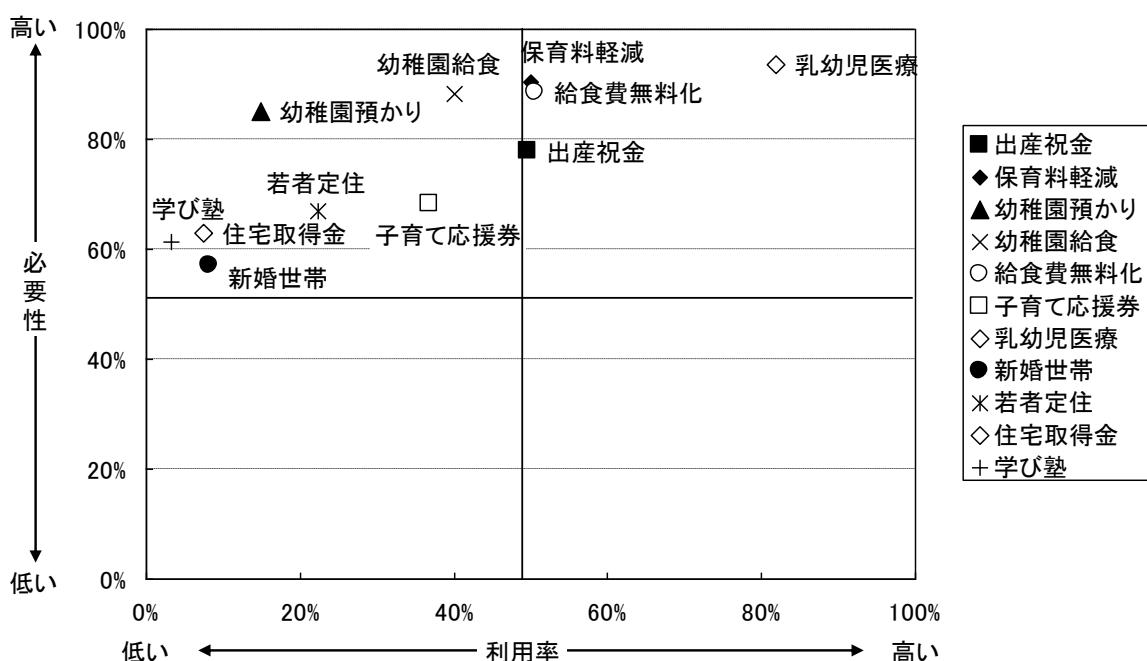
(4) 子育て・定住施策である市の事業の必要性

子育て・定住施策である市の事業（11の鍵）の必要性をみると、就学前調査・小学生調査ともに「乳幼児等・こども医療費助成事業」が最も多く、ともに90%台となっています。必要性が低い事業は就学前調査・小学生調査ともに「新婚世帯家賃補助金交付事業」となっていますが、就学前調査では57.2%と半数を超えています。



11の鍵の相関関係をみると、「乳幼児等・こども医療費助成事業」は11の事業の中で利用率も必要性も最も高い事業となります。利用率・必要性ともに高いのは「出産祝金支給事業」「保育料軽減事業」「給食費無料化事業」です。その他の事業については、利用率は低いものの、必要性が高いと答えた人は半数を超えている状況です。

11の鍵の利用率と必要性の相関



5 現状と課題の整理

(1) 地域における切れ目ない子育て支援の推進

育児相談、情報提供体制の充実

【現状】

子育ての総合的な支援拠点として子育て学習センターを整備し、育児相談、情報提供、子育て支援を目的とした講座や講演会、各種行事を実施しています。また、子育て支援コーディネーターを市に配置し、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行い、相談体制の充実を図っています。

社会的な状況の変化などにより、不妊相談、発達障害相談等のより専門的なニーズをもった相談が増加しており、障害に関する巡回相談や不妊相談など適切に対応できるように努めています。

子育てに関する情報提供では、総合的な庁内の情報提供体制を整備し、市窓口や子育て関連広報媒体、市のホームページ等を通じて情報提供の充実に努めています。

山手幼稚園に幼児教育センターにおいて、相談事業・子育てに関する講演会（平成 25 年度、5 回）や PTA 親子行事を実施し、家庭での教育力の充実・支援を行いました。また、子育て学習センターで、子育ての悩みや不安を解消し、親自身が自分のやり方で自信をもって安心した子育てをしていけるように親支援講座を開催しました。

ニーズ調査（就学前児童調査）では、回答者の 50.3%が子育てに関する不安感や負担感を感じている（「非常に不安や負担を感じる」「なんとなく不安や負担を感じる」と回答しています。前回調査（平成 21 年度相生市次世代育成支援に関するニーズ調査結果報告書）、以下、同様）の 51.7%からあまり変化しておらず、不安感や負担感はあまり解消されていない状況です。不安や負担の具体的な内容は、病気や発育・発達、子どもの叱り方、食事や栄養に関わるものが多くを占めています。

■ 講座・講演会の参加者数

	平成 24 年度	平成 25 年度
親支援講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」の延べ参加数	61 人	87 人
子育て講演会（ 子育て学習活動推進事業 ）の参加者数	307 人	818 人

【課題】

ニーズ調査では各種相談、情報提供に関するサービスについて、利用意向に比べて利用状況が低くなっており、子育てに関する不安や負担感を感じつつも、各種相談、情報提供に関するサービスが十分に利用されていない状況が伺えます。このため、子育てに関する不安や負担感を解消・軽減するため、各種サービスの広報やPRを工夫し、利用者を増やすことが必要です。

また、相談内容の専門性の高まりや多様な相談内容に対応するため、また、幼児教育センターや子育て学習センターでの相談事業や親支援講座を通じて育児不安を解消するため、職員の資質の向上や事業の充実が求められています。

多様な子育て支援の充実

【現状】

乳幼児またはその保護者が、社会から孤立したりストレスを感じることなく子育てができるよう、子育て学習センターにおいて保護者同士が相互に交流できる場所を提供し、育児支援事業を実施しています。また、地域で活動する主任児童委員等と連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを推進しています。平成 25 年度から、子育て支援コーディネーターを市に配置し、子育て家庭への支援の充実を図っています。

また、子育て支援者の育成や父親講座の開催、専業主婦やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への各種支援を実施しています。

■事業の参加者数

	平成 24 年度	平成 25 年度
子育て学習活動推進事業 (延べ参加者数)	11,751 人	12,767 人

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数、及び利用件数

	平成 24 年度	平成 25 年度
会員数	661 人	615 人
利用件数	825 件	942 件

■一時預かり事業の利用者数

	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	447 人	749 人
実施か所数(保育所)	5か所	5か所

■子ども医療費助成の実績

	平成 24 年度	平成 25 年度
平均受給者数	1,350 人	1,291 人

【課題】

就労している保護者や専業主婦、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援が充実されるよう、利用者の増加に対応できる体制を整備していくことが必要です。地域へ出ずに家に閉じこもりがちな保護者は不安やストレスを多く抱え、虐待へとつながるケースもあります。そうした保護者が気軽に参加できるような体制整備を進める必要があります。

多様な保育サービスの充実

【現状】

保育所は、公立保育所が3か所、私立保育所が1か所、私立保育所型認定こども園が1か所整備されていて、待機児童はいない状況です。利用状況をみると、公立保育所等では入所児童数は各年で増減し、私立保育所では年々増加しています。

通常保育以外の保育サービスについては、保護者の就労等による意向を踏まえて整備することが必要であるため、保育ニーズの把握に努め随時検討を行うとともに、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスを継続して実施しています。

また、保護者の保育ニーズを把握し、必要な保育サービスにつなぐことを目的に、「子育て支援コーディネーター」を配置し、子育てに関する相談に応じています。

■保育所の児童数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
市立保育所の児童数	184 人	180 人	183 人	189 人	198 人
私立保育所等の児童数	93 人	106 人	117 人	121 人	130 人
合計	277 人	286 人	300 人	310 人	328 人

※各年3月1日。

※市外からの受入れを含む。

【課題】

子ども・子育て支援新制度に対応した幼児教育・保育の体制整備をしていくことが求められています。待機児童はいない状況ですが、途中入所者について、保護者が希望する保育所への入所が困難な場合があり、受入体制を充実する必要があります。また、一時預かりにおいてもニーズに応じた提供体制を検討する必要があります。

また、子ども・子育て支援新制度に対応した多様な保育サービスの提供できる保育施設等の整備を図る必要があります。

さらに、保育サービスの第三者評価（実施状況）は、平成25年度の実施状況はありましたが、保育サービスを充実させるため、受審を推進する必要があります。

子育て支援ネットワークの推進

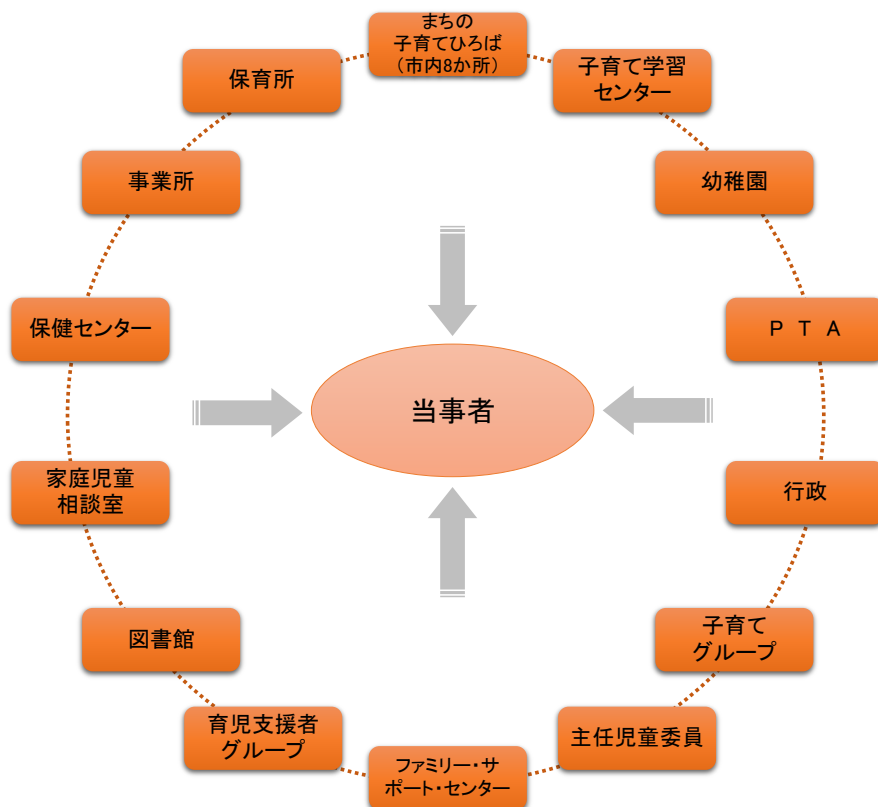
【現状】

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するため、「相生市子育てネットワーク推進協議会」を中心にネットワークづくりを進めています。

また、市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、子育て支援ネットワークにおける地域の窓口となる民生・児童委員や主任児童委員等の活動に関する情報の提供に努めています。また、児童虐待の早期発見には民生・児童委員や主任児童委員等との連携が重要であるため連携を強化するとともに、民生・児童委員や主任児童委員等の質の維持向上にも努めています。

さらに、保育所が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、妊娠中や子育て中の母親等が身近な保育所を『マイ保育所』として登録することで、妊娠中から子どもが3歳になるまでの親子を継続的に支援するマイ保育所登録事業を実施しています。また、保育所を利用していない子育て家庭に対しても気軽に利用できるよう事業の情報提供を実施しています。

■子育てネットワーク推進協議会



ニーズ調査（就学前児童調査）では、回答者の約7割～8割が子育てに関する悩みの相談相手として、配偶者、親・きょうだいなどの親族、知人・友人と回答し、約3割が保育所・幼稚園・学校の保護者の仲間と回答しています。一方、地域子育て支援センター（子育て学習センター）、保健センター（健康介護課）、民生・児童委員、主任児童委員等の地域における福祉の担い手は1割以下となっています。

■相生市子育てネットワーク推進協議会の実施回数

	平成 24 年度	平成 25 年度
協議会の実施回数	6回	5回

【課題】

子育て支援サービスや保育サービスを身近な地域で受けることができるよう、地域における子育て支援ネットワークの充実、地域の窓口である主任児童委員や民生・児童委員の活動の広報・啓発が必要です。

また、児童虐待の早期発見のため、主任児童委員や民生・児童委員との連携を強化するとともに、多様なニーズに対応するため、関係機関の連携の構築が求められています。

(2) 仕事と子育ての両立の推進

就労環境の整備

【現状】

子ども・子育て支援新制度における仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発を図っています。

また、育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等の支援情報の広報・啓発を関係機関と連携し実施しました。

女性の社会参加の高まり、就労形態の多様化に対応し、乳児保育事業や延長保育事業、放課後児童保育事業等の子育てと仕事の両立を支援する基盤整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めてきました。

国勢調査で相生市における女性の就業率をみると、平成12年(40.3%)、17年(39.8%)、22年(37.8%)と低下傾向にあります。5歳階級別にみると、平成17年から22年にかけて、44歳以下(30～34歳を除く)で就業率は低下し、30～34歳、及び45歳以上で上昇しています。

ニーズ調査(就学前児童調査)では子どもが生まれた時、育児休業を取得した母親が21.0%、取得していない母親が14.0%となっています。取得しなかった理由として、子育て・家事に専念するために退職した人が24.1%、育児休業の制度が職場になかったと回答した人が17.2%、育児休業を取りにくい雰囲気があったと回答した人が11.7%という状況です。

【課題】

相生市における女性の就業率は全体では低下傾向にありますが、45歳以上では平成12年以降、増加傾向にあり、仕事と生活の調和を支援することは今後も重要です。

仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発では、ポスターの掲示やパンフレットの配布、近隣市町の講座等の広報を実施していますが、今後は情報提供に加えて、相生市による講座の開催等の積極的な啓発の対策が必要です。

仕事と子育ての両立支援のための基盤整備では、子ども・子育て支援新制度に基づいて放課後児童クラブの対象年齢を拡大(小学校1年生～小学校6年生)し、入所数が増え続ける小学校など地域の実情に応じて基盤を整備していくことが求められています。

男女共同参画の推進

【現状】

男女が共に自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進しています。市民グループの活動を支援しながら、多様な分野のセミナーを開催しました。

また、家庭において子育てをすることの大切さを啓発するために、各種講座や講演会等を開催しました。特に男性の参加を促進するため、参加しやすい内容や開催日時に配慮しました。

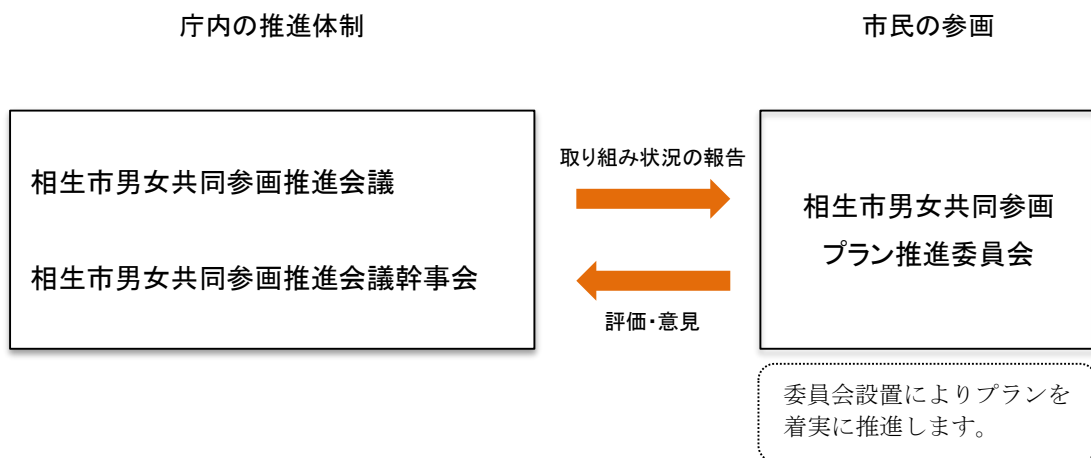
ニーズ調査では、子育てに関して日頃悩んでいることについてみると、就学前児童調査、就学児童調査ともに、「子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと」と回答した人が1割程度となっています。

【課題】

女性も男性も、「女だから、男だから」ということで活動の場を制限されることなく、一人ひとりが個人として尊重され、その能力を発揮することができる社会の実現に向けた取り組みは今後も重要です。

そのため「相生市男女共同参画プラン」を着実に推進していくことが必要です。本プランを着実に推進するため、市民等で構成する「相生市男女共同参画プラン推進委員会」を設置し、プランの推進状況調査、女性の登用調査を実施するとともに、適宜、プランに対する意見を求めていきます。

■相生市男女共同参画プラン推進体制



(3) 母親や乳幼児などの健康確保と増進

母子保健対策の充実

【現状】

妊娠、出産、乳幼児期のそれぞれの時期に適切な健康診査、健康相談、保健指導といった保健サービスの提供が必要であり、保健センターを拠点に各種健診を実施しています。また、健診の結果、継続して支援が必要な子ども及び保護者には個別相談を行っています。

乳幼児を対象とした健康診査では、未受診者に対する働きかけを行い、対象者全員の健康状態等の把握に努めています。また、健康診査等で発達に遅れがあると疑われる幼児と保護者を対象に、新規に親子教室を実施しました（平成 25 年度）。

発達障害児療育事業に「親子教室」と「集団保育」を導入し、早期発見（気づき）、相談、支援を切れ目なくつなげるための療育システムの構築に努めています。

食育については、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立するため、食育推進計画に基づき、毎年テーマを設定し（平成 25 年度「カルシウム摂取の大切さ」、平成 26 年度「和食のすばらしさ」）、幼稚園給食を活用するなどして、食に関する学習機会の確保や情報提供に努めています。また、平成 25 年度にアレルギーへの対応を検討し、アレルギー対策マニュアルを作成しました。

【課題】

母子保健を充実するためには、対象者の健康状態を把握することが必要です。未受診者をなくし全数把握するために、未受診者へ働きかけを引き続き実施することが求められます。

継続した支援の必要な子どもの支援を充実させるための療育システムの構築に向けて、児童発達支援センター・保育所・幼稚園等との連携を図り、各機関の役割、連絡方法（窓口、連絡手段等）、支援の状況の把握方法等、協力体制を見直す必要があります。

思春期保健対策の整備

【現状】

性に関する健全な意識や正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙、飲酒、薬物などの正しい知識の普及など、思春期における健全な心身の健康づくりのための取り組みを進めてきました。

また、思春期相談への対応として、学校へのスクールカウンセラー（臨床心理士等）の配置や家庭児童相談室での相談、健康福祉事務所の相談事業の周知を実施しています。

【課題】

情報技術の著しい発達とともに、インターネット社会における問題行動への対策が求められています。このため、幼稚園・小・中学校の教員が正しい知識を身に付け、子どもに伝えていくことが必要です。SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等のインターネットにおける新しいサービスに対応した研修を実施し、インターネット社会における問題行動への対応を進める必要があります。

小児医療体制の整備

【現状】

子育て中の親にとって大きな心配事は子どもの急病やけがであり、乳幼児を持つ親の小児救急医療への期待の高まりが指摘されています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、医師会や医療圏域の医療機関との連携を行っています。救急業務の初期医療を行う医療機関では処置が困難な小児科救急患者診療を医師会に委託し、輪番制方式（2病院）で実施しています。

ニーズ調査の自由記述では、小児科の充実を求める意見が多く挙がっています。

【課題】

本市では、小児科の輪番制をとっていますが、空白日があるため、医師会と対応を協議するとともに、兵庫県に対して小児科の充実を要望していますが、医師不足のため、十分な体制が整備されていません。子どもの急病やけがは育児する上で保護者の大きな心配事であり、引き続き小児科医療の充実に向けて努めることが求められています。

(4) 子どもにやさしい環境整備の充実

生活環境の整備

【現状】

妊産婦や子ども連れでも安心して外出でき、すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリーに関する情報を市ホームページで公表しています。また、誰もが主体的に支え合って暮らせるユニバーサル社会づくりを推進するため、声かけ運動などソフト事業に取り組むユニバーサル社会づくり推進地区を選定し、地域住民の意識啓発を図りました。

都市公園の整備では、平成 25 年度に「駅南第一公園」「那波丘の台公園」の整備が完了しました。

また、小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進し、周知に努めました。

■赤ちゃんの駅の設置数

	平成 24 年度	平成 25 年度
赤ちゃんの駅	30 か所	30 か所

【課題】

ユニバーサル社会づくりを推進する活動に対して、ハード事業やソフト事業に対して支援を行ってきましたが、妊産婦や子ども連れでも安心して外出できる、すべての人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する建物へのスロープやエレベーターの設置、歩道の段差の解消等、バリアフリーをいっそう推進することが必要です。

小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進していますが、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」も充実していくことが求められています。

子どもの安全・安心体制の整備

【現状】

子どもの安全確保に向け、交通安全対策や防犯対策に取り組むとともに、犯罪やいじめ、児童虐待により被害を受けた子どもの心のケアや親への支援を実施しています。

交通安全対策では交通安全教室による啓発、防犯対策では専用車（青色回転灯装着車）による市内巡回や地域住民等と協力した「子ども 110 番」の小旗の設置等を実施しています。

子どもを交通事故の危険から守るため、交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めています。

平成 25 年における本市の 13 歳未満の子供の人身事故による負傷者は、10 人で対前年比 2 人増となっています。

■安全教室の参加者数

	平成 24 年度	平成 25 年度
子ども交通安全教室	幼稚園、保育所 445 人 小学生 255 人	幼稚園、保育所 355 人 小学生 240 人
自転車安全教室	467 人	431 人
乳幼児交通安全教室	116 人	85 人

■青色回転灯装着車の巡回回数

	平成 24 年度	平成 25 年度
青色回転灯装着車の巡回回数	370 回(平日 2 回/日)	360 回(年)

【課題】

子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子どもなどにも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりがいっそう求められています。

また、交通法規違反、マナー欠如による自転車事故などが増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行い、交通マナー向上のための啓発も行うことが必要です。

(5) 教育環境の整備と健全育成の充実

未来の親の育成

【現状】

子どもを産み育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、中・高校生と乳幼児との交流事業に取り組んでいます。家庭科学習や職場体験、トライやる・ウィークを通じて、中学生が幼稚園や保育園に出向き、乳幼児とのふれあいの機会を設けています。

【課題】

子どもの健全な成長にとって、子ども・家庭の大切さを理解することは重要です。中・高校生が乳幼児とふれあうことは、中・高校生にとって子どもや家庭の大切さを理解する機会ばかりでなく、乳幼児にとっても多様な世代とふれあう貴重な機会です。今後も、ふれあいの機会をいっそう充実することが求められます。

生きる力の育成に向けた教育内容の充実

【現状】

子どもの一人ひとりの個性に応じた資質や能力を高め生きる力を育成するため、基礎学力の定着、いじめ等の心の問題への対応、自然学校等の体験学習等に取り組んでいます。

学力の面では、小・中学生を対象に基礎学力の定着や自学自習の向上をめざして、ぐんぐん学力アップ事業や相生っ子学び塾事業を実施しています。相生っ子学び塾では、小学生の英語の分野で高校生がアシスタントとして参加しています。

また、いじめや不登校児童生徒の早期発見と早期対応に努めるため、小・中学校にスクールカウンセラーを配置し相談に応じています。

ニーズ調査では、子育てに関して日頃悩んでいることについてみると、「友だちづきあい（いじめ等を含むこと）に関すること」を挙げた保護者は、就学前児童調査では 24.2%（前回調査：26.2%）、就学児童調査では 39.9%（前回調査：36.1%）と約 2 割～4 割です。

【課題】

平成 26 年 4 月に実施した全国規模の学力テスト（全小 4、小 6、中学 2 年生に実施）では、学年が上がるにつれて、全国平均を大きく上回る結果となっており、基礎学力や応用力が向上していることが伺えます。今後もテスト実施後の結果を分析し、課題を整理し、更なる学力向上につなげていくことが重要です。

心の問題では、ニーズ調査にある通り、いじめ等の友だちづきあいに関することへの心配が少なくありません。いじめや不登校を早期発見するための仕組みの充実や不登校児童・生徒に対する自立と学校復帰への支援が重要です。

社会環境の変化に柔軟に対応ができる力を育む体験的な学習を充実するには、地域の協力が不可欠です。体験学習の受け入れ先を確保していくことが課題です。

幼児教育の充実

【現状】

幼稚園や保育所、認定こども園を通じた幼児教育全体の質の向上を図るため、3歳児教育の研究、幼稚園や保育所、認定こども園のそれぞれの機能を生かした教育の充実に取り組んでいます。

また、子どもの発達や学びの連続性を確保するため、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図ることを目的に、幼稚園・小学校・中学校の連携モデル事業を実施しました。

【課題】

子どもを取り巻く環境の変化から、基本的な生活習慣の欠如、自制心や規範意識の希薄化、コミュニケーション能力不足等の幼児の現状を踏まえ、幼児生活及び発達や学びの連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通して、幼児の健やかな成長を促すため、保育所、認定こども園との連携強化が求められています。

幼稚園・小学校・中学校の連携モデル事業では、幼・小・中の12年間を通して継続的で一貫性のある教育を行いましたが、今後は、子どもたちの能力を最大限に伸ばすため、すべての中学校において、幼稚園・小学校・中学校の連携を強化することが課題です。

健全育成の充実

【現状】

子どもの減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達にも影響があります。このため、子どもたちがふれあう機会や子どもの居場所を提供することが重要です。すべての子どもを対象に、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を推進しています。

また、地域全体で子育てを推進するという観点から、地域住民への啓発とボランティア指導員の確保に取り組みました。

市内小学生が社会科見学等で資料館を利用しやすくし、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供し、文化財保護の大切さや地域の愛着を育みました。

小学生を対象に相生子どもチャレンジパスポートを作成して、自然生活体験事業への参加を促し、児童の健全な育成や家庭における教育力の向上を図りました。併せて公民館における親子向け講座の開催にも取り組みました。

■ チャレンジパスポート等の発行数等

	平成 24 年度	平成 25 年度
エントリー事業 (自然・生活体験事業)	87 事業	110 事業
パスポート提出児童数	226 人	248 人
表彰児童数 (子どもチャレンジ賞)	58 人	65 人

■ 親子（子ども）向けの講座数等

	平成 24 年度	平成 25 年度
講座開講数	37 回	39 回

【課題】

地域による子育てを推進するには地域住民の協力が不可欠です。地域住民への啓発やボランティア指導員の確保に取り組んでいますが、ボランティア指導員の確保は十分ではない状況です。今後、体験活動や伝統行事等の参加者を増やしていくため、ボランティア指導員の確保が必要です。

また、事業の周知を行い、参加者数の増加が今後の課題となっています。

家庭や地域の教育力の向上

【現状】

地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成など、家庭教育に関する取り組みを関係機関が連携して実施しています。

また、子どもが健やかに育つため、学校や家庭、地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていく必要があります。子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動などの整備を図り、地域の教育力の向上に取り組んでいます。

■ 家庭教育学級の実践発表会数

	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	2 回	2 回
小学校	2 回	2 回
中学校	1 回	1 回

【課題】

年々、少子化がすすみ、地域の繋がりが希薄になりつつある中、子どもの健全な育成には、幼稚園・保育所等、学校、家庭、地域が連携していく必要があります。各幼稚園・保育所、学校が地域を巻き込み、地域の特徴を生かした活動をいっそう充実させて、保護者、先生、地域の繋がりを深め、家庭教育、学校教育を向上させることが求められています。

そのためには、より多くの人々が地域のイベントや交流会に参加できるよう、多世代で参加できる仕組みを検討し、地域の繋がりが深くなるような行事や、加盟団体数の減少している相生市子ども会連絡協議会を活性化していく必要があります。

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現状】

子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても有害情報のフィルタリングを利用するように啓発しています。

有害なメディアによる子どもへの悪影響が懸念されるため、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関連業界に対する自主的措置の啓発に努めています。

【課題】

通信手段であるインターネット上には、子どもの健全な成長を阻害する有害情報も含まれており、子どもがインターネット利用により犯罪被害やトラブルに巻き込まれる危険性が以前より高まっています。有害情報の危険性に対する意識啓発とともに、保護者が有害情報から子どもを守る義務があるという意識の醸成が求められています。また、フィルタリング利用啓発等の具体的な有害情報対策の普及をいっそう促進する必要があります。

(6) 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

児童虐待防止対策の整備

【現状】

児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めています。また、民生・児童委員、主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務を周知し、児童虐待防止月間を中心に啓発活動を実施しています。

福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組んでいます。

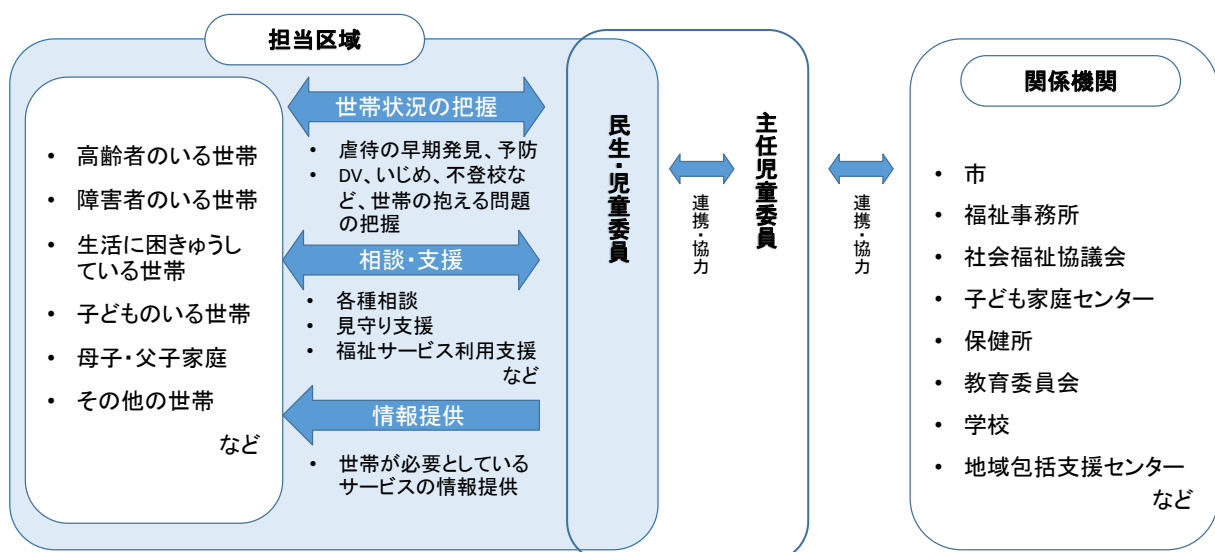
平成 25 年度には児童虐待対応マニュアルを作成し、関係機関へ配布し、児童虐待のネットワーク化の推進を図りました。

【課題】

地域のつながりが希薄化しているなか、児童虐待の予防や早期発見には、地域の身近な相談相手であり、世帯状況の把握の役割をもつ民生・児童委員、主任児童委員との連携が増々、重要となっています。今後も民生・児童委員、主任児童委員、関係機関との連携を強化することが重要です。

また、要保護児童対策地域協議会の更なる強化を行い、児童虐待のネットワークを充実させることが必要です。

■ 民生・児童委員、主任児童委員の主な活動



ひとり親家庭の自立支援の推進

【現状】

ニーズ調査では、就学前児童の保護者の8.2%（85人）が「配偶者がいない」と回答し、前回調査時（平成21年）の3.9%（11人）から増加しています。

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援について、総合的な対策を実施しています。事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子自立支援員（※平成26年10月より母子父子自立支援員に名称変更）の相談を活用し情報提供を図っています。

■母子自立支援員活動

	平成24年度	平成25年度
母子自立支援員※の配置	1人	1人
相談件数	93件	89件

※母子自立支援員は、平成26年10月より、母子父子自立支援員に名称変更

【課題】

本市のひとり親家庭は、ニーズ調査結果（就学前児童調査）では8.2%となっており、前回調査（3.9%）より増えています。ひとり親家庭への支援の重要性は高まっています。支援を必要としている保護者が必要な支援を受けることができるよう、母子父子自立支援員をはじめとする関係機関等の連携強化が必要です。

障害のある子どもへの支援の充実

【現状】

障害児保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めています。幼稚園においても、必要に応じ特別支援補助員等の配置をすすめるため、障害のある子どもが地域の保育所や幼稚園での保育や教育が受けられるよう努めています。

また、母親等の就労により保育を希望する障害のある子どもの受け入れを推進するため、保育所や放課後児童健全育成においても配慮しています。

すべての人が障害に関する理解を早くから身につけ、障害のある児童に対する正しい理解と認識を深め、同時に障害のある児童の豊かな人間形成を促進することは重要です。そのため、障害のある児童に対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施しました。

■心身障害児支援補助員等の配置

	平成 24 年度	平成 25 年度
心身障害児支援補助員の配置	17 人	16 人
保育士の増員	1 回	1 回

※「保育士の増員」は、障害のある子どもの保育を目的に、保育士の加配を1保育所で実施。

【課題】

すべての人が安心した生活を送ることができるように、障害のある人に対する理解を地域全体で共有することが重要であり、そのためには、障害に関する広報・啓発、児童発達支援センター・保育所・幼稚園・学校との連携の強化等を一層図る必要があります。

また、心身障害児が増加傾向にあり、支援員の確保が困難な状況となってきました。障害児受け入れに伴う指導員、保育士等の確保が必要です。



第3章 基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、次世代育成支援後期行動計画の考え方を踏襲し、次のとおりとします。

すべての子どもたちが
健やかに生まれ育つまち

結婚し家庭を築くことや子どもを生み育てることは、個人の自由な選択に委ねられることからであり、また、子育ての第一義的な責任はその父母保護者にあります。しかし、子どもは次代を担うかけがえのない存在であり、子どもたちが共にいきいきと健やかに育ちあい、主体的に考え、行動する「生きる力」をもつことは、親や保護者だけでなくすべての市民の願いであるといえます。

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながるとともに、社会全体で取り組むべき課題であり、とりわけ、乳幼児期の重要性を踏まえ、発達に応じた適切な質の高い教育・保育や子育て支援の提供が重要です。

そのため、本市の家庭、地域、学校、行政等がそれぞれの役割を果たしながら、地域及び社会全体が保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が喜びを感じることができ、また、社会全体で子育てを支え、すべての子どもが心身ともに健やかに生まれ、成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりをめざすために、基本理念を掲げ、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために、家庭のみならず社会のすべての構成員が協力して取り組みを進めます。

2 計画の基本目標

基本目標 1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

核家族化の伸展や地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる環境は変化しています。また、出産後も就労の継続を希望する女性が増え働き方が多様化しています。こうした状況のなか、子育ての負担や不安が増大し、子育てに対するニーズが多様化しています。

子どもや子育て家庭の状況や地域の実情を踏まえ、多様なニーズに対応するため、乳幼児期の学校教育・保育、地域における子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることともに、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を推進していきます。

基本目標 2 仕事と子育てとの両立ワーク・ライフ・バランスの推進

~~※—男女がともに仕事子育てを両立できる社会づくりを進めるため、仕事と生活の調和の実現のための働き方や社会全体が仕事と生活に関して理解を深めていくための取組み目標について記載します。~~

~~—経済状況や企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加とともに就労形態の多様化も進んでいます。このような状況に対応するため、子育てと仕事を両立することができる環境整備が重要です。~~

~~働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取組みを推進します。~~

~~共働き家庭は増加しているなか、仕事と子育てを両立できる環境の~~

~~—経済~~

基本目標 3 母親や乳幼児などの健康確保と増進

次代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、母親の健康確保や、

出産に伴う不安の解消が必要です。また、出産後も子どもの病気やケガは不安の原因となります。このため、子どもの事故や病気、予防に関する正しい理解が求められます。

思春期から妊娠・出産、乳幼児までの一貫した体系のもとに支援体制の充実を図ります。

※—子どもを安心して生み育てられるよう、母子の健康保持・疾病の予防や早期発見に対する体制の充実や生活習慣病になることがないように、幼少期からの食生活や生活習慣など、正しい知識の普及・啓発などに取り組みます。

目標について記載します。

基本目標 4 子どもにやさしい環境整備の充実

※—子どもをはじめ地域のすべての人が安全に、かつ安心して外出し様々な活動に参加できることは、子どもが安心してのびのび遊べるとともに、ゆとりを持って子どもを産み育てるために必要です。よう、道路交通環境の安全の確保やバリアフリー化などの取組み目標について記載します。

子どもや妊産婦をはじめ地域のすべての人が安心して外出や活動ができるための道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組みを進めます。

基本目標 5 教育環境の整備と健全育成の充実

※—子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなど、「生きる力」の基本的な資質や能力を育成するための取組み目標について記載します。

これからの社会を担う、人間性豊かな人材の育成が求められており、そのための基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、基本的倫理観、社会的なマナーなどの「生きる力」の資質や能力を育成するため、子どもが夢や希望をもって学ぶことができる教育環境の整備を推進します。

また、家庭の教育力を高めるため、親として学習する機会の提供に努めます。

基本目標 6 支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

~~※ すべての子どもの人権や生命を守るため、虐待の予防・早期発見・早期対応、また、ひとり親家庭や発達支援が必要な子どもなどへの支援の取り組み目標について記載します。障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。~~

~~また、すべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通じた地域のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育てに取り組めます。~~

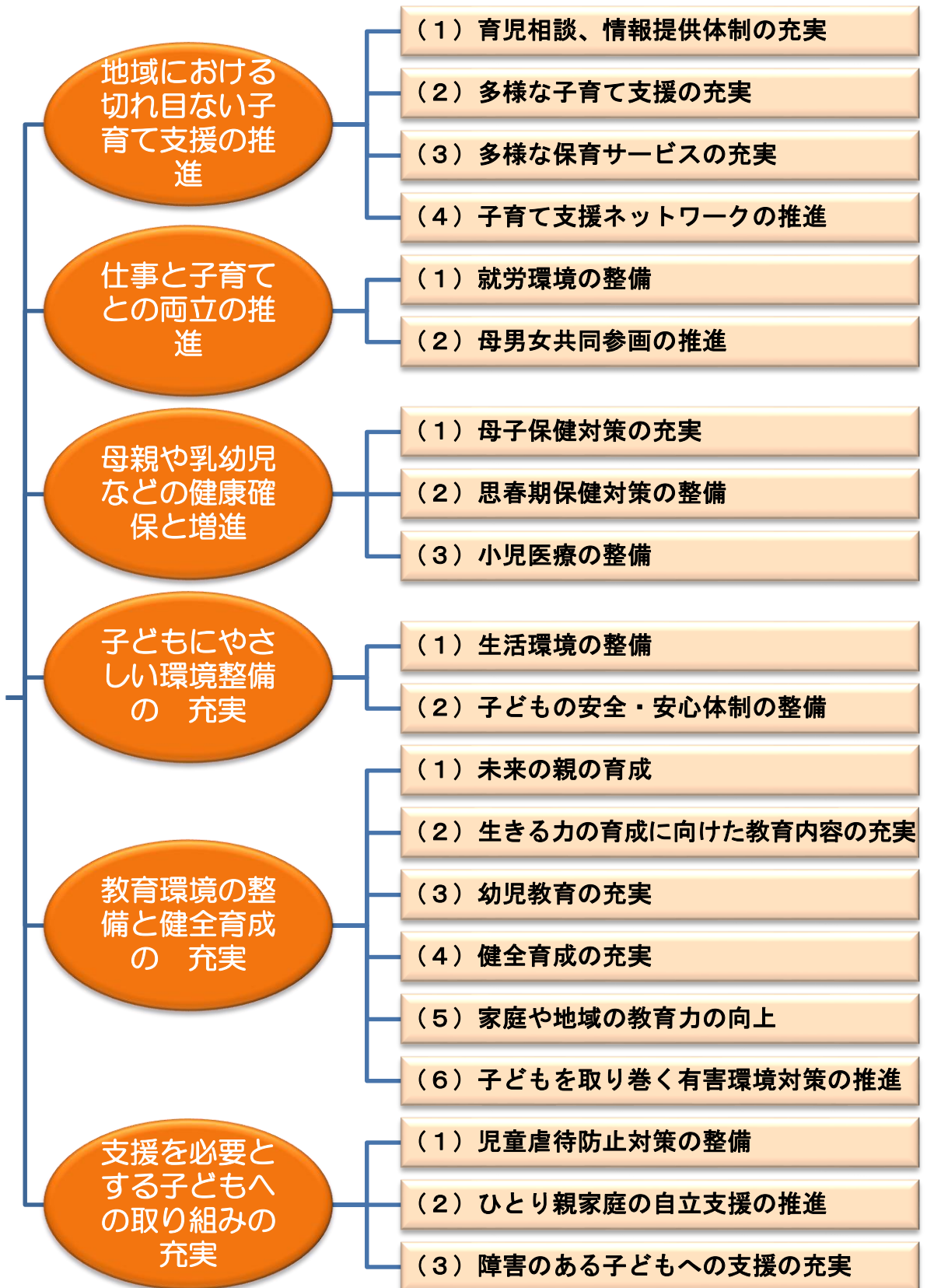
3 計画の体系

基本理念や基本目標を達成するために、計画の体系に沿って施策の方向を推進します。

【基本理念】

【基本目標】

【施策の方向】



第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における切れ目ない子育て支援の推進

(1) 育児相談、情報提供体制の充実

(2) 多様な子育て支援の充実

(3) 多様な保育サービスの充実

(4) 子育て支援ネットワークの推進

地域における子育て支援の推進

(1) 育児相談、情報提供体制の充実

子育てに関する情報提供体制の充実

子育て支援を推進するため、総合的な庁内の情報提供体制を整備し、市窓口や子育て関連広報媒体、市のホームページ等、様々な情報媒体を通じて利用者の視点に立った情報提供の充実に努めます。

施策名	内容
子育て支援庁内連絡会議の推進	子育て施策担当部署が連携を図り、子育て支援を推進するための情報の共有化等について検討、協議を行い、情報提供体制の充実を図ります。
子育て支援情報パンフレットの作成・配布	子育て支援情報パンフレット「子育てマップ」を作成し、母子健康手帳の交付時に配布するほか、子育て支援担当課や地域子育て支援拠点など市民が入手しやすい施設に配置します。
ホームページの充実	市ホームページに子育て関連情報やこどもイベントカレンダーを掲載し、子育て支援情報を提供します。



相談体制の整備・拡充

気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するため、子育て支援事業として子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動など、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。

~~——気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するため、子育て支援事業として子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動など、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。——~~

<u>施策名</u>	<u>内容</u>
<u>健康110番</u>	電話により、乳幼児の健康・保育に関する相談を行います。
<u>なんでも健康相談</u>	乳幼児の健康・保育に関する相談や健康づくり全般に関し、面接による相談を随時、個別に行います。
<u>子育て学習活動推進事業の充実</u>	子育て学習センターにおいて、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行います。
<u>家庭児童相談室の機能強化</u>	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、事業の周知や関係機関との連携を強化して相談活動を行います。
<u>地域子育て支援拠点の整備⑦</u>	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。

子育て支援コーディネーターの配置⑦	子育て支援コーディネーターを市に配置し、子育ての悩みや不安解消の相談活動を通じ保護者の支援を行い、相談体制の整備を推進します。
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	気軽に利用できる窓口や適切な助言、サービスの調整を実施するため、子育て支援事業として子育ての支援拠点を整備するとともに、電話での相談や地域の担い手による相談活動など、利用者のニーズや利用の増加に対応した相談体制の整備を推進します。

⑦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

専門(的な)相談の充実

社会的な状況の変化などにより、より専門的なニーズを求めた相談が増加しており、障害に関する巡回相談や不妊相談など適切に対応できるように努めます。

施策名	内容
不妊相談の周知	県が実施している不妊専門相談や不妊治療費助成事業の啓発、パンフレットの提供を行います。
発達障害巡回相談	保育所（5施設）、幼稚園（7施設）において発達障害巡回相談を実施し、発達障害のある子どもの早期支援等に努めます。
親子教室	健康診査等で発達に遅れがあると疑われる幼児と保護者を対象に親子遊び等を通して発達に関する相談を行います。
子どもの心と言葉の相談	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児に対し、個別相談を実施します。
発達障害児療育事業	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な児童等に対し訓練や検査を行います。

親支援に関する教育機会の充実

育児に関する正しい知識や情報を広めるため、子育て講座・講習など、子育てに関する学習の機会の充実を図るとともに、事業が周知されるようリーフレットの活用など幅広い情報提供に努めます。

施策名	内容
幼児教育センターの充実	家庭での教育力の充実・支援のため、相談・保護者への講演会・職員研修を実施します。
地域子育て支援拠点の整備[㊦]	ひろば型子育て支援拠点として、子育ての悩みや不安を解消する親支援講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム」を開催します。
子育て学習活動推進事業の充実	子育て講座や講演会を実施し、子育てに関する学習の機会を提供します。

㊦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

(2) 多様な子育て支援の充実

地域子育て支援拠点の充実

乳幼児またはその保護者が、社会から孤立したりストレスを感じることなく子育てができるよう、保護者同士が相互に交流できる場所を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助ができるよう努めます。

また、地域で活動する主任児童委員等と連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを推進します。

~~乳幼児またはその保護者が、社会から孤立したりストレスを感じることなく、子育てができるよう、保護者同士が相互に交流できる場所を提供し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助ができるよう努めます。また、地域で活動する主任児童委員等と連携を深め、閉じこもりがちな保護者への働きかけを推進します。~~

施策名	内容
地域子育て支援拠点の整備④	子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。
子育て学習活動推進事業の充実	ひろば型の子育て支援拠点として、子育て学習センターにおいて、子育ての不安や悩みに対応し、家庭や地域の教育力を高めるとともに、自主グループ活動の支援や相談業務等を通じて子育て中の親及び保護者を支援します。
まちの子育てひろばの推進	子育て中の親が気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる地域の身近な拠点の定着促進を図ります。

④子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

子育て支援サービスの充実

専業主婦やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援が充実されるよう、利用者の増加に対応できる体制を整備するとともに、ファミリー・サポート・センター事業など、利用者が減少している事業に関しては情報提供に努めます。

施策名	内容
ファミリー・サポート・センター事業④	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、育児相互援助活動を行うことにより、子育てがしやすい環境をつくります。
一時預かり事業④	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時保育を実施します。

施策名	内容
子育て家庭ショートステイ事業 ⑦	保護者が疾病等で児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童を児童養護施設等において養育・保護を実施します。

施策名	内容
乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ⑦	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育について専門職が訪問し、相談に応じ、助言その他の援助を行います。
養育支援訪問事業の推進 ⑦	乳幼児全戸訪問事業等により把握した、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護されることが不適切であると認められる児童及びその保護者、③出産前に、出産後の養育の支援が特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、居宅において養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援の実施を進めます。

⑦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策



[子育て家庭の経済的支援\(費用負担軽減\)](#)

子どもを養育している家庭においては、心理的・身体的な負担のみならず、養育費や教育費、医療費などの経済的負担が大きくなっているため、乳幼児等医療費の助成やひとり親家庭への経済的支援など、子育て家庭において経済的負担が軽減されるよう努めます。

~~子どもを養育している家庭においては、心理的・身体的な負担のみならず、養育費や教育費、医療費などの経済的負担が大きくなっているため、乳幼児等医療費の助成やひとり親家庭への経済的支援など、子育て家庭において経済的負担が軽減されるよう努めます。~~

施策名	内容
乳幼児等医療費の助成	小学校3年生までの乳幼児等医療費の自己負担分を助成します。
こども医療費の助成	小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒の医療費の自己負担分を助成します。
児童手当の支給	中学校修了までの児童を養育している者に支給します。
幼稚園就園奨励事業	保護者の所得に応じて、幼稚園の入園料及び保育料を減免します。
保育所保育料の負担軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の動向を踏まえながら、国の徴収基準額から軽減を行います。
保育料軽減事業	3歳から5歳で保育所・私立幼稚園等に通う子どもに対する保育料の軽減を行います。
幼稚園保育料軽減事業	市内に住所を有する園児について保育料を無料化とします。
市立幼稚園、小・中学校給食無料化事業	市立幼稚園、小・中学校の給食代を全額助成し無料化します。
重度障害者（児）医療費の助成	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者（児）に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
重度心身障害者（児）福祉年金の支給	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、身体障害者手帳2級及び療育手帳B1または精神障害者保健福祉手帳2級判定、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する者（児）に支給します。
障害児福祉手当の支給	障害により生じる特別な負担の軽減を図るため、在宅の20歳未満の重度障害のある児童に対して手当を支給します。
重度心身障害者（児）介護手当の支給	重度身体障害のある人（児）及び重度知的障害のある人（児）のうち、在宅で6か月以上常時、臥床または同様の状態にある人を介護している人に支給します。
特別児童扶養手当の支給	身体または精神に重度・中度の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します。
心身障害児童就学奨励金の支給	特別支援学校（盲・聾・養護学校）に就学する心身障害のある児童・生徒の保護者に支給します。
母子家庭等医療費の助成	母子家庭の母子、父子家庭の父子、父母のいない児童に対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。

施策名	内容
自立支援等医療費の助成事業	自立支援や小児慢性特定疾患である中学 3 年までの乳幼児等及び子どもに対し、医療費の自己負担分の一部を助成します。
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を共にできない 18 歳までの児童の養育者に対して手当を支給します。
生活困窮家庭児童及び生徒の修学旅行援助の実施	生活保護法により保護を受けている世帯等に対し、修学旅行の準備に要する経費の一部を支給します。
交通遺児激励金の支給	学校教育法第 1 条の学校に就学する児童及び生徒で交通事故によって父または母を失った者に支給します。
就学援助事業	要保護及び準要保護世帯の小中学校の児童及び生徒の学資の一部を支給します。
奨学金の支給	経済的理由により修学が困難な者に対し、高等学校または高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を行います。
出産祝金支給事業	出生時に相生市に住所のある出生児の保護者に対し出産祝金を支給します。
子育て応援券交付事業	3 歳未満の子どもをもつ保護者に対し、誕生日から 3 年間有効の子育て支援サービスに利用できる応援券を支給します。
ファミリー・サポート・センター利用料の補助	低所得者、ひとり親家庭等の者に対し、ファミリー・サポート・センター利用料を補助します。
市立小・中学校通学費無料化事業	バス及び船舶を利用する児童生徒に対して、通学費を全額補助します。また、通学バスを利用する那波中学校生徒の使用料を無料化とします。
未熟児養育医療給付事業	未熟児に対し、指定医療機関において養育医療の給付を行います。
市立幼稚園、小・中学校給食無料化事業	市立幼稚園、小・中学校の給食代を全額助成し無料化します。

地域の子育てグループ活動への支援

育児ストレスや不安感などを抱える保護者が気軽に参加できるよう、身近な場所において自主的な子育てグループの結成を促すとともに、育児情報提供の充実や専門スタッフの派遣を行います。

~~育児ストレスや不安感などを抱える保護者が気軽に参加できるよう、身近な場所において自主的な子育てグループの結成を促すとともに、育児情報提供の充実や専門スタッフの派遣を行います。~~

施策名	内容
専門スタッフ派遣事業の充実	まちの子育てひろばに専門スタッフ（市の保健師、栄養士等）を派遣し、適切なアドバイスを行い、育児ストレスや不安感などを抱える保護者の支援を行います。
まちの子育てひろば活動の支援	まちの子育てひろばの充実を図り、定着を促進するため、まちの子育てひろばへの助成や支援を行います。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者ニーズに応じた保育サービスの充実

保育サービスについては、保護者の就労等による意向を踏まえて整備することが必要であるため、保育ニーズの把握に努め随時検討を行うとともに、延長保育や一時預かりなど多様な保育サービスを継続して実施します。

施策名	内容
乳児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業 [㊦]	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に、保護者の勤務等により児童の保育の必要な場合に対応するため、休日保育事業を実施します。
一時預かり事業 [㊦]	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所等において一時保育を実施します。
病児・病後児保育事業 [㊦]	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関や保育施設等において病気の児童を一時的に保育できる場所の整備を進めます。
障害児保育事業	障害のある児童の保育体制を整え、円滑な受入れを推進します。
子育て家庭ショートステイ事業 [㊦]	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育・保護します。
市立幼稚園預かり保育事業	通常保育時間終了後16時30分まで教育活動の一環として実施園に通う4・5歳児を対象に実施する。

㊦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

保育体制の充実

待機児童はいませんが、途中入所者について、保護者が希望する保育所への入所が困難な場合があるため、地域の特性に応じた保育体制の整備に努めます。

~~待機児童はいませんが、途中入所者について、保護者が希望する保育所への入所が困難な場合があるため、地域の特性に応じた保育体制の整備に努めます。~~

施策名	内容
保育体制（保育所）の整備 ⑦	保育を必要とする子どもの受け入れを行い、日々の保育を実施します。保育ニーズの把握に努め、地域特性に応じた保育所の効率的な整備を進めます。 保育ニーズの把握に努め、地域特性に応じた保育所の効率的な整備を進めるとともに、必要に応じ保育定員の見直しを行います。

⑦子ども・子育て支援法に定められた「施設型給付」に関わる施策

安心で快適な保育環境の整備

安全で快適な保育環境を確保するため、保育所施設の改修や設備維持などの整備を進めるとともに、多様な保育サービスへ対応できる保育所の整備も検討します。

施策名	内容
保育環境の整備	安全で快適な保育環境となるよう、必要に応じて施設の改修・整備を行います。

保育サービスの質の向上

保育サービスの利用者による選択、または子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心確保の観点から、保育サービスに関する情報提供や研修機会の充実、サービス評価（実施状況）等の仕組みの導入を進めます。

【施策】—保育サービスの利用者による選択、または子どもの健やかな育成と子どもを預ける保護者の安心確保の観点から、保育サービスに関する情報提供や研修機会の充実、サービス評価等の仕組みの導入を進めます。

施策名	内容
保育の質の向上	保育の質の向上、保育士の専門性の向上・質の向上を図るため、保育協会において、研修の実施を進めます。
保育サービスの第三者評価制度の導入	保育サービスの質を担保するため、第三者による保育サービス評価を実施します。

放課後児童対策の推進

—放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童保育や放課後子ども教室を推進するとともに、地域の特性を活用した取り組みの実施や体制づくり

放課後児童の健全育成を図るため、地域における放課後児童保育や放課後子ども教室を推進するとともに、地域の特性を活用した取り組みの実施や体制づくり、質の確保に努めます。

施策名	内容
放課後児童健全育成事業 ^⑦	小学生（1～6年生）を対象に、放課後家庭において保護者の保育が必要な児童の保育を実施します。
放課後子ども教室推進事業	開設小学校に就学している全児童を対象に、放課後に児童が安全で健やかに過ごせる活動場所を確保します。

^⑦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

(4) 子育て支援ネットワークの推進

民生・児童委員、主任児童委員等の活動の周知と連携強化

市や子育て支援サービスの情報提供や相談を身近な地域で受けることができるよう、地域の窓口となる民生・児童委員や主任児童委員等の活動に関する情報提供に努めます。

また、児童虐待の早期発見には民生・児童委員や主任児童委員等との連携が求められており、民生・児童委員や主任児童委員等の質の維持向上にも努めます。

施策名	内容
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・母子家庭等に対して相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言します。また、地域ぐるみで子育て家庭を支援する「相生市子育てネットワーク推進協議会」の活動に主任児童委員も参加し、子育て支援ネットワークの連携を強化します。

保育所や幼稚園の子育て支援機能の推進

保育所が子育て中の家庭にとって最も身近な子育て支援の場となるよう、相談事業や交流事業を推進します。また、保育所を利用していない子育て家庭に対しても気軽に利用できるよう事業の情報提供に努めます。

施策名	内容
地域交流活動の推進	保育所や幼稚園において、地域と交流し、地域の需要に応じた幅広い活動を推進します。
地域子育て支援拠点の整備	ひろば型子育て支援拠点として、子育て家庭に対し、育児不安の相談・指導、育児支援事業を実施します。

子育て支援ネットワークの構築

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することが可能となるよう、また、サービスの質の向上を図るため、相生市子育てネットワーク推進協議会の活動の充実に努めます。

~~子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供することが可能となるよう、また、サービスの質の向上を図るため、相生市子育てネットワーク推進協議会の活動の充実に努めます。~~

施策名	内容
子育て応援ネット（地域子育てネットワーク事業）の充実	行政、子育て支援団体が協働し、地域ぐるみで子育て家庭を支援するネットワークづくりの充実に努めます。

基本目標 2 仕事と子育てとの両立の推進

(1) 就労環境の整備

(2) 母男女共同参画の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進 (1) 就労環境の整備

仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発

仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。

~~仕事と生活の調和の実現に向け労働者や事業主、地域住民の理解を促進するため、関係機関と連携を図りながら広報・啓発に努めます。~~

施策名	内容
仕事と子育ての両立を推進するための意識啓発	相生商工会議所、ハローワーク相生等と連携を図りながら、子ども・子育て支援新制度におけるワーク・ライフ・バランスの理解を促進するため広報・啓発に努めるとともに、ポスター・パンフレット等の掲示による情報提供を行います。

職場復帰や再就職に向けた支援の充実

育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等を関係機関と連携し実施します。

~~育児休業取得後の職場への復帰や退職後の再就職を支援するため、女性の就職に関する講座や研修会等を関係機関と連携し実施します。~~

施策名	内容
職場復帰や再就職に向けた支援	妊娠・出産・育児等の理由により退職した人の職場復帰や再就職に向けた支援情報コーナーを設置します。

地域における両立支援のための基盤整備

女性の社会参加の高まり、就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支援する基盤整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

施策名	内容
乳児保育事業	乳児の福祉増進を図るため、保育所において適切な保育条件のもとで乳児保育を実施します。
延長保育事業 [㊦]	延長保育を必要とする保護者の要望に対応するため、午後7時までの延長保育を実施します。
休日保育事業	休日に、保護者の勤務等により児童の保育の必要な場合に対応するため、休日保育事業を実施します。
子育て家庭ショートステイ事業 [㊦]	保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難になった場合、児童を児童福祉施設等において養育・保護します。
一時預かり事業 [㊦]	保護者の就労等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難となった乳幼児を保育所において一時的に保育を実施します。
病児・病後児保育事業 [㊦]	病児・病後児保育の需要に対応するため、医療機関や保育施設等において病気の児童を一時的に保育できる場所の整備を進めます。
放課後児童健全育成事業 [㊦]	小学生（1～6年生）を対象に、放課後家庭において保護者の保育が必要な児童の保育を実施します。
ファミリー・サポート・センター事業 [㊦]	「育児の手助けをしてほしい人」と「育児の手助けができる人」が会員となり、子どもを預けたり、預かったり、相互援助活動を行うことにより、労働者が仕事と育児を両立し、安心して働くことが出来る環境をつくれます。

㊦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

(2) 男女共同参画の推進

男女共同参画による子育て意識の啓発

家庭において子育てをすることの大切さを啓発するために、各種講座や講演会等を開催します。特に男性の参加を促進するため、参加しやすい内容や開催日時に配慮します。

施策名	内容
男性の育児参加の促進	男性の育児参加を促すため、男性を含めた講座・教室等を開催します。
子育て学習活動推進事業の充実	就学前の幼児とその父親等を対象に遊びのプログラムを開催します。

相生市男女共同参画プランの推進

男女が共に自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進します。

~~男女が共に自立し、責任を分かち合う対等なパートナーシップを確立し、豊かで充実した生活を送ることができる社会を実現するため、「相生市男女共同参画プラン」に則した取り組みを推進します。~~

施策名	内容
相生市男女共同参画プランの推進	男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画の分野で活動するグループと協働で市民の意識啓発を推進するためセミナーを開催します。

基本目標 3

母親や乳幼児などの健康確保と増進

(1) 母子保健対策の充実

(2) 思春期保健対策の整備

(3) 小児医療の整備

(1) 母子保健対策の充実

健康診査事業の充実

乳幼児を対象に、疾病や障がいの早期発見、早期対応を図るため健康診査を

乳幼児を対象に、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るため健康診査を行います。

また、健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上をめざし、訪問指導等により対象者全員の健康状態等の把握に努めます。

さらに、健康診査等を活用し、保健指導や子育てなどに関する悩み相談を実施するとともに、親の健康状態や育児状況などの把握を行い、安心して健全な子育てができるよう内容の充実に取り組みます。

~~また、健康診査の未受診者に対し、受診勧奨を進めることで、受診率の向上をめざし、訪問指導等により対象者全員の健康状態等の把握に努めます。さらに、健康診査等を活用し、保健指導や子育てなどに関する悩み相談を実施するとともに、親の健康状態や育児状況などの把握を行い、安心して健全な子育てができるよう内容の充実に取り組みます。~~

施策名	内容
<u>4か月児健康診査</u>	3～5か月の乳児に対し、母子保健法に基づき、健康診査を実施します。
<u>1歳6か月児健康診査</u>	1歳6～8か月の幼児に対し、母子保健法に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。

<u>3歳児健康診査</u>	3歳5～7か月の幼児に対し、母子保健法に基づき、健康診査及び歯科健診を実施します。
<u>妊婦健康診査費補助事業</u> ⑦	申請のあった妊婦に対し、妊婦健康診査にかかる費用について助成します。
<u>2歳児歯科健康診査</u>	2歳5～8か月児に対し、母子保健法に基づき歯科健診を実施します。
10月児相談	10か月の乳児に対し、保健指導、栄養指導及び歯科保健指導を実施します。

⑦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

疾病や障害の早期発見・治療・療育支援体制の充実

障害の早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、子どもの問題を保護者と共有するため、保育所や保健センターなどの関係機関と連携し、保護者の相談に対応できるよう努めます。

~~障害の早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、子どもの問題を保護者と共有するため、保育所や保健センターなどの関係機関と連携し、保護者の相談に対応できるよう努めます。~~

施策名	内容
発達障害巡回相談	保育所等において発達障害巡回相談を実施し、発達障害のある子どもの早期支援等に努めます。
親子教室	健康診査等で発達に遅れがあると疑われる幼児と保護者を対象に親子遊び等を通して発達に関する相談を行います。
子どもの心と言葉の相談	主に精神面で検査等の支援が必要な乳幼児に対し、個別相談を実施します。
発達障害児療育事業	発達障害のある子ども、発達障害の疑いのある子ども及び保護者に対して発達相談を実施し、必要な児童等に対し訓練や検査を行います。

訪問指導の推進

育児不安の解消や児童の養育を支援するため、問題の予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。また、子育て家庭への訪問では、児童虐待の早期発見の役割も担うため、訪問スタッフの研修等による質の向上を図ります。

~~育児不安の解消や児童の養育を支援するため、問題の予防や早期発見に努めるとともに、関係機関と連携し支援を行います。また、子育て家庭への訪問では、児童虐待の早期発見の役割も担うため、訪問スタッフの研修等による質の向上を図ります。~~

施策名	内容
新生児訪問指導	新生児訪問希望者に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
妊産婦・乳幼児訪問指導	妊産婦及び経過観察等の必要な乳幼児または保護者に対し、保健師が家庭を訪問し、訪問指導を実施します。
乳幼児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん)	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行

施策名	内容
事業) ㊦	います。
養育支援訪問事業の推進 ㊦	乳幼児全戸訪問事業等により把握した、①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護されることが不適切であると認められる児童及びその保護者、③出産前に、出産後の養育の支援が特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう居宅において養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援の実施を進めます。

㊦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

食育の推進

食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少などに対して、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立する必要があります。食育推進計画にもとづき、保護者に対して食に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、乳幼児健診等での健康教育や啓発用のリーフレットを作成します。

~~食事の偏り、朝食の欠食、家族そろった食事の機会の減少などに対して、乳幼児期からの健全な食生活習慣を確立する必要があります。食育推進計画にもとづき、保護者に対して食に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、乳幼児健診等での健康教育や啓発用のリーフレットを作成します。~~

施策名	内容
離乳食教室	3～5か月及び6～8か月の乳児とその保護者に対し、離乳食に関する集団及び個別指導・調理実習を実施するとともに、乳幼児健康診査、相談事業で食に関する正しい知識の普及・啓発を行います。
幼稚園、保育所等における食育の推進	ホームページによる食育に関する情報発信を行い、保育所において、食育だより、給食だより等を通じて、保護者に食育に関する情報を発信し、家庭での食育運動につなげます。また、幼稚園や保育所等において、食に関する学習機会の確保や情報提供に努めます。

予防接種の推進

予防接種の意義や重要性及び疾病に対する正しい知識の普及に努め、予防接種を受けやすい環境の整備や予防接種実施の場所・日時の周知を図ります。

~~予防接種の意義や重要性及び疾病に対する正しい知識の普及に努め、予防接種を~~

受けやすい環境の整備や予防接種実施の場所・日時の周知を図ります。

施策名	内容
定期予防接種	市内医療機関にて個別で通年実施します（4種・2種混合、風疹、麻疹、MR、日本脳炎、BCG、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種、水痘、子宮けいがん）。

子どもの事故防止の啓発

幼児健康診査や健康相談、訪問指導等において、パンフレットを配布します。また、個別指導により、誤飲・転倒・やけどなど、子どもの事故防止のための啓発を行います。

施策名	内容
事故防止の啓発	新生児訪問指導、4か月、1歳6か月、3歳児健康診査時にパンフレットを配布し、子どもの事故防止の啓発を行います。

(2) 思春期保健対策の整備

性に関する健全な意識の育成と正しい知識の普及

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する健全な意識づくりや各種感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。

思春期における性の問題に対応するため、子どもの発達段階を踏まえつつ、性に関する健全な意識づくりや各種感染症の予防、エイズに関する指導を含む性教育を実施します。

施策名	内容
性教育の実施	小・中学校における学級活動や保健体育の時間に、生命の尊さや男女の性差の正しい理解ができるよう性教育を実施します。

思春期相談の充実

思春期の心の問題に対応できる専門的な知識や技術を持った担当者の確保を図るとともに、不安や悩みを持つ児童・生徒が気軽に相談できるよう周知を行います。

施策名	内容
スクールカウンセラー	暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防

<u>等の配置</u>	止や早期発見・早期解決のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
<u>思春期相談の実施</u>	健康福祉事務所が行う思春期相談事業の周知を実施します。
<u>家庭児童相談室の機能強化</u>	思春期問題に対応するため、相談員の研修会等への参加を進め、関係機関との連携をとりながら相談体制の強化を図ります。

飲酒や喫煙、薬物が健康に及ぼす害に関する啓発

未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康に及ぼす影響について正しい情報提供と啓発を行います。

~~未成年者の喫煙・飲酒・薬物乱用を防止するため、それらの健康に及ぼす影響について正しい情報提供と啓発を行います。~~

施策名	内容
喫煙・飲酒・薬物乱用防止の啓発	小・中学校の教員を対象とした薬物乱用防止のための研修を実施するとともに、喫煙・飲酒・薬物乱用防止のチラシやパンフレットを配布し、正しい情報提供と啓発を実施します。 小・中学校の教員を対象とした薬物乱用防止のための研修を実施します。 喫煙・飲酒・薬物乱用防止のチラシやパンフレットを配布し、正しい情報提供と啓発を実施します。

(3) 小児医療の整備

小児医療体制の整備

子育て中の親にとって大きな心配事の一つは、子どもの急病やけがであり、乳幼児を持つ親の小児救急医療への期待の高まりが指摘されています。そのため、休日や夜間、救急の医療を受けられるように、医師会や医療圏域の医療機関との連携を深めます。また、医療環境の向上・継続のために、子育て家庭に向け正しい受診に関する啓発を行います。

施策名	内容
小児科救急医療対応病院群輪番制運営事業	救急業務の初期医療を行う医療機関では、処置が困難な小児科救急患者診療を医師会に委託し、輪番制方式（2病院）で実施します。
正しい受診に関する啓発	新生児訪問や乳幼児家庭全戸訪問事業において、パンフレットの配布や小児救急電話相談の利用を促進し、正しい受診に関する啓発を行います。

基本目標 4 子どもにやさしい環境整備の充実

(1) 生活環境の整備

(2) 子どもの安全・安心体制の整備

(1) 生活環境の整備

福祉のまちづくりの推進

妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する建物へのスロープやエレベーターの設置、歩道の段差の解消等、バリアフリー化に努めます。また、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」に取り組みます。

妊産婦や子ども連れでも安心して外出できるすべての人にやさしいまちづくりを推進するため、不特定多数の人が利用する建物へのスロープやエレベーターの設置、歩道の段差の解消等、バリアフリー化に努めます。また、妊産婦等への理解を深める「心のバリアフリー」に取り組みます。

施策名	内容
福祉のまちづくり重点地区整備計画の推進	「福祉のまちづくり重点地区整備計画」に基づく整備計画を推進し、すべての人にとって利用しやすいまちづくりに努めます。誰もが主体的に支え合って暮らせるユニバーサル社会づくりを推進します。
妊産婦に対する配慮の意識啓発	「マタニティマーク入りキーホルダー」の配布や啓発ポスターを掲示し妊産婦への配慮の意識啓発を行います。

子ども連れでも外出しやすい環境の整備促進

小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援するといった気運を育めるよう地域住民への意識啓発を行います。また、安全・安心な歩行空間の改良に努めます。

~~小さな子ども連れでも気兼ねなく外出できるよう、赤ちゃんの駅事業を推進するとともに、地域社会全体で子育て家庭を支援するといった気運を育めるよう地域住民への意識啓発を行います。また、安全・安心な歩行空間の改良に努めます。~~

施策名	内容
歩道改良の推進	小学校周辺の道路を中心に、子育て家庭が安心して通行できる道路整備を行っていきます。
赤ちゃんの駅事業の推進	乳幼児を抱える保護者が外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄ることができるよう保育所、公共施設、まちの駅等を「赤ちゃんの駅」に指定し、地域社会全体で子育てを支援する取り組みを推進します。

子育てに適した住環境等の整備

子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、家庭を築き子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう居住環境整備への支援を行います。

~~子どもと保護者が安心してのびのび遊べるよう、公園の整備や遊具の設置を行うとともに、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう居住環境整備への支援を行います。~~

施策名	内容
都市公園の整備	公園に設置されている遊具について、定期的に点検整備を行い、安全を確保します。 地域住民と協働で、公園の清掃等公園の美化・環境整備を実施します。
子どもの遊び場設備等補助交付金の推進	地域の団体が設置管理する子どもの遊び場の遊具等の設置の助成を行います。
定住者住宅取得奨励金支給事業	市内に住宅を新築及び取得した対象世帯（転入者、40歳未満の市内在住者）に対し奨励金を5年に分けて交付します。

(2) 子どもの安全・安心体制の整備

交通安全対策の推進

交通法規違反、マナー欠如による自転車事故などが増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めます。

~~交通法規違反、マナー欠如による自転車事故などが増加しており、子どもを交通事故の危険から守るため、引き続き交通安全教室を行うとともに、地域住民に対しても交通マナー向上のための啓発に努めます。~~

施策名	内容
子ども交通安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の保育所・幼稚園・小学校1年生を対象に、交通安全教室を実施します。
自転車安全教室	警察・交通安全協会と連携し、市内の小学校3年生を対象に、自転車安全教室を実施します。
乳幼児交通安全教室	子育て学習センター・まちの子育てひろば・ファミリー・サポート・センター等乳幼児の保護者を対象とした研修会で、警察と連携し、チャイルドシート着用の徹底等の啓発を行います。

防犯対策の推進

子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子どもなどにも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりが必要です。関係機関や団体と連携した防犯活動を行います。

~~子どもが犯罪の被害に遭う事件が後を絶たず、保護者や子どもなどにも不安が広がっており、子どもが犯罪の被害に遭わない地域づくりが必要です。関係機関や団体と連携した防犯活動を行います。~~

施策名	内容
青色回転灯装着車運行事業の推進	犯罪を未然に防止し安全で安心して暮らせるまちづくりをめざし、市民が協力し結成した「防犯グループ」等の活動を支援します。
子どもを守る110番事業	小・中学校児童・生徒の通学・帰宅途上の犯罪などの危険から守るため、防犯協会、地域住民、事業所と協力し、「子どもを守るまちの駅」ののぼりや「子ども110番」の小旗を設置し、

防犯の啓発を行います。

被害にあった子どもの保護の推進

犯罪やいじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの心のケアや親への支援を行うため、学校や関係機関との連携に努めます。

施策名	内容
スクールカウンセラー等の充実	暴力行為、いじめ等の被害にあった児童・生徒への対応のため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
家庭児童相談室の機能強化	暴力行為、いじめ、児童虐待等の問題に対応するため、相談員の研修会等への参加を進め、関係機関との連携強化に努めます。

基本目標 5 教育環境の整備と健全育成の充実

- (1) 未来の親の育成
- (2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実
- (3) 幼児教育の充実
- (4) 健全育成の充実
- (5) 家庭や地域の教育力の向上
- (6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 未来の親の育成

子どもを産み育てることの意義や、子ども・家庭の大切さを理解できるよう、学校や家庭、地域と連携し、保育所や幼稚園等での職場体験における乳幼児とのふれあいの機会を充実します。

~~子どもを産み育てることの意義や、子ども・家庭の大切さを理解できるよう、学校や家庭、地域と連携し、保育所や幼稚園等での職場体験における乳幼児とのふれあいの機会を充実します。~~

施策名	内容
<u>トライやる・ウィーク</u>	中学2年生を対象にトライやる・ウィークで保育所や幼稚園の乳幼児とのふれあいの機会を充実します。
<u>中・高校生との交流事業の推進</u>	乳幼児とふれあう体験や学習の機会を提供するため、保育所や幼稚園で中・高校生との交流を図ります。

(2) 生きる力の育成に向けた教育内容の充実

基礎となる学力の定着と向上

地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります。

~~地域に根ざした学校づくりを進め、教育方法・内容の向上に向けて検討し、子ども一人ひとりの個性に応じた資質や能力を育めるよう、基礎となる学力の定着と向上を図ります。~~

施策名	内容
ぐんぐん学力アップ事業	児童生徒の学力の状況を把握し、小・中学校児童・生徒の基礎学力の定着を図ります。
相生っ子学び塾事業	地域住民の協力のもと、基礎学力の向上や自ら学びたいと考えている子どもを対象に放課後（国語・算数）、土曜日（英語）の塾を開設しています。

豊かな心の育成

いじめや不登校といった問題に対応するため、スクールカウンセラーを活用するとともに、問題の多様化や増加に対応できるように関係機関との連携や教職員の質の向上に努めます。

~~いじめや不登校といった問題に対応するため、スクールカウンセラーを活用するとともに、問題の多様化や増加に対応できるように関係機関との連携や教職員の質の向上に努めます。~~

施策名	内容
スクールカウンセラーの配置	いじめや不登校児童生徒の早期発見と早期対応に努めるため、「心の専門家」である臨床心理士等を配置し、学校等における教育相談体制の充実を図ります。
適応教室	小・中学校の不登校児童・生徒に対して心のケアを中心に生活面と学習面の指導にあたり、自立と学校復帰への支援を図っていきます。

体験的な学習機会の充実

社会環境の変化に柔軟に対応ができるよう、体験的な学習機会を充実させるとともに、地域や学校との連携・協力を得て地域全体で取り組みを推進します。

~~社会環境の変化に柔軟に対応ができるよう、体験的な学習機会を充実させるとともに、地域や学校との連携・協力を得て地域全体で取り組みを推進します。~~

施策名	内容
環境体験	小学校3年生を対象に、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶため、自然の中で一粒の種を世話し続けることにより、花が咲き、実がなるといった体験など、自然にふれあう体験型環境学習を実施します。
自然学校	小学校5年生を対象に心身ともに調和のとれた健全な児童の育成を図るため、豊かな自然環境の中で集団宿泊生活を通じて自然とのふれあい体験を実施します。
トライやる・ウィーク	中学校2年生を対象に、様々な体験活動を実施することにより、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心情を育てるとともに、自律性を高め、「生きる力」を育むことを目指す学校教育活動を推進します。
海の環境学習	小学校高学年児童を対象に相生湾や播磨湾灘の海の自然環境を守り育てる活動として、関係団体と連携し里海づくりや体験型の学習を行います。

地域に信頼される学校づくりの推進

市内の小・中学校に学校評議員を設置し、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聞き、教育への反映や地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図るとともに、小・中学校での自己評価（実施状況）の実施やホームページ等情報公開を充実させ、開かれた学校づくりに努めます。

~~市内の小・中学校に学校評議員を設置し、保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聞き、教育への反映や地域全体で子どもを見守る意識の醸成を図るとともに、小・中学校での自己評価の実施やホームページ等情報公開を充実させ、開かれた学校づくりに努めます。~~

施策名	内容
オープンスクール	オープンスクールを全小・中学校で実施し、学校の情報公開を充実し、開かれた学校づくりに努めます。

(3) 幼児教育の充実

幼児教育の質の向上

幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となるため、研修等による質の向上、指導力の向上に努め、幼稚園や保育所、認定子ども園を通じた幼児教育全体の質の向上を図ります。

また、幼稚園と保育所、認定子ども園の連携を強化し、それぞれの機能を生かした教育の充実を図ります。

~~——幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎となるため、研修等による質の向上、指導力の向上に努め、幼稚園や保育所を通じた幼児教育全体の質の向上を図ります。——~~
~~——また、幼稚園と保育所の連携を強化し、それぞれの機能を生かした教育の充実を図ります。——~~

施策名	内容
幼児期の教育体制（幼稚園）の整備⑦	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を図ります。
認定こども園の充実⑧	就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備えた「認定こども園」の充実を図ります。
3歳児教育推進事業	子どもを取り巻く環境の変化から、基本的な生活習慣の欠如・自制心や規範意識の希薄化、コミュニケーション能力不足等の幼児の現状を踏まえ、幼児生活及び発達や学びの連続性を確保し、計画的に環境を構成することを通して、幼児の健やかな成長を促していきます。

⑦子ども・子育て支援法に定められた「施設型給付」に関わる施策に関わる施策

幼児教育と小学校教育の連携強化

子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図る必要があります。そのためには、保育所、幼稚園、小学校の相互理解を図るとともに、児童の交流活動や職員に対する研修の機会を設けます。

~~——子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な連続性を図る必要があります。そのためには、保育所、幼稚園、小学校の相互理解を図るとともに、児童の交流活動や職員に対する研修の機会を設けます。——~~

施策名	内容
-----	----

幼児教育センターの 充実	家庭での教育力の充実・支援のため、相談・保護者への講演会・職員研修を実施します。
保育所・幼稚園との 交流活動の推進	保育所・幼稚園の児童と小学生生徒の交流活動を実施します。

(4) 健全育成の充実

子どもの居場所づくりの推進

子どもの減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達の遅れにも影響があります。すべての子どもを対象に、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を推進します。また、地域全体で子育てを推進するという観点から、地域住民への啓発とボランティア指導員の確保に努めます。

~~子どもの減少は、遊びを通じての仲間づくりや社会性の発達の遅れにも影響があります。すべての子どもを対象に、放課後や週末等に地域住民の協力を得て、学習や様々な体験活動を行うことができる居場所づくりとして、放課後子ども教室推進事業を推進します。また、地域全体で子育てを推進するという観点から、地域住民への啓発とボランティア指導員の確保に努めます。~~

施策名	内容
放課後子ども教室推進事業	子どもが安全で健やかに過ごせる居場所を確保し、総合的な放課後対策を実施します。

多様な体験活動の推進

児童の豊かな人間性と健全な発達を促すため、社会体験やボランティア活動を推進します。また、児童や家庭、学校に対し周知啓発を行うことで、事業への参加を促します。

【施策】

施策名	内容
相生子ども チャレンジパスポート	小学生を対象に相生子どもチャレンジパスポートを作成し、自然・生活体験事業への参加を促し、児童の健全な育成や家庭における教育力の向上を図ります。

地域交流の場の充実

学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子が利用できるように開放します。多くの人に参加できるように情報提供を行うとともに、親子が一緒に参加しやすい内容となるよう、ニーズの把握に努めます。

~~学校をはじめとする公共施設をできるだけ子育て中の親子が利用できるように開放します。多くの人に参加できるように情報提供を行うとともに、親子が一緒に参加しやすい内容となるよう、ニーズの把握に努めます。~~

施策名	内容
公民館等の活用	親子（子ども）向けの講座を開催します。

地域の伝統文化を学ぶ機会の充実

地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動を通じて、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供し、地域文化の継承、発展に努めます。

【施策】

~~地域に伝わる伝統行事や祭り、文化財の保護活動を通じて、子どもたちが地域の伝統文化について学ぶ機会を提供し、地域文化の継承、発展に努めます。~~

施策名	内容
歴史民俗資料館の活用	歴史民俗資料館を利用し、資料館の展示物の内容の充実を図り、子ども達に地域の伝統文化について学ぶ機会を提供します。

(5) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育への支援

地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成など、家庭教育に関する取り組みを関係機関が連携して行うとともに、親子を対象とした催しや学習の機会の充実に努めます。

~~地域において、子育てに関する学習機会や情報提供、相談や専門的な人材の養成など、家庭教育に関する取り組みを関係機関が連携して行うとともに、親子を対象とした催しや学習の機会の充実に努めます。~~

施策名	内容
家庭教育学級の推進	家庭における基本的習慣や社会性、創造性を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校でPTCA活動を実施し、実践発表会を開催します。

地域教育への支援

子どもが健やかに育つため、学校や家庭、地域が相互に連携し、社会全体で子どもを育てていく必要があります。子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動などの整備を図り、地域の教育力の向上をめざします。

施策名	内容
-----	----

子ども会への支援	相生市子ども会連絡協議会（市子連）への補助金の交付を行うとともに、市子連の存在アピールとPRに努めます。
スポーツクラブ21 ひょうご事業	子ども会活動や世代間交流活動、スポーツ活動などの整備を図り、地域の教育力の向上をめざします。

(6) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

犯罪被害防止対策の啓発

子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても有害情報のフィルタリングを利用するように啓発します。

~~子どもの犯罪被害が増加しており、犯罪へ巻き込まれることを未然に防止するために、インターネットや携帯電話の利用に対する教育を行うとともに、家庭に対しても有害情報のフィルタリングを実施するように啓発します。~~

施策名	内容
補導・育成活動の充実	青少年の非行を防止し、その健全な育成を図ることを目的に、補導活動や教育相談を実施します。

関係機関等の連携強化による取り組みの推進

有害なメディアによる子どもへの悪影響が懸念されるため、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関連業界に対する自主的措置の啓発に努めます。また、地域や学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

~~有害なメディアによる子どもへの悪影響が懸念されるため、関係機関・団体、PTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力して、関連業界に対する自主的措置の啓発に努めます。また、地域や学校、家庭における情報モラル教育を推進します。~~

施策名	内容
青少年健全育成活動の推進	家庭・学校・地域が連携を強め、青少年の非行防止、安全確保に努めます。 有害な内容の出版物や不健全な施設等、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。 家庭・学校・地域が連携を強め、青少年の非行防止、安全確保に努めます。 有害な内容の出版物や不健全な施設等、青少年を取り巻く環境の浄化に努めます。

基本目標 6

支援を必要とする子どもへの取り組みの充実

(1) 児童虐待防止対策の整備

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の整備

児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応の推進

児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見には、民生・児童委員、主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。

~~児童虐待を予防するため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、妊娠・出産・育児期に支援を必要とする家庭を早期に把握することに努めます。また、虐待の早期発見には、民生・児童委員、主任児童委員等と積極的に連携を図るとともに、地域住民に対しても、児童虐待はあってはならないという意識づくりや虐待の通報義務の周知を図ります。~~

施策名	内容
民生・児童委員、主任児童委員の周知・連携	地域において支援を必要とする児童・妊産婦・ひとり親家庭・貧困家庭等について相談に応じ、利用できる制度・サービス等について助言し問題の解決ができるよう、地域住民に周知し連携して取り組みを進めます。 オレンジネット推進事業において、民生・児童委員等を対象に各種研修の実施、地域イベント等での啓発活動を行い、民生・児童委員としての見識の向上、また児童虐待防止と早期発見の機運醸成に努めます。
乳幼児家庭全戸訪問事	すべての乳児のいる家庭を訪問することによって、子育てに関

施策名	内容
業 (こんにちは赤ちゃん 事業) ㊦	する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。

施策名	内容
家庭児童相談室の 機能強化	研修の機会を確保し、専門性の向上を図り、関係機関と連携を図りながら、児童虐待の早期発見や適切な対応がとれるよう機能強化に努めます。

㊦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

児童虐待のネットワーク化の推進

福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組みを進めます。

~~福祉関係者や医療、保健、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを見守る支援体制である相生市要保護児童対策地域協議会の強化を行い、相互に情報の共有を図り、個別ケースの解決につながるよう取り組みを進めます。~~

施策名	内容
要保護児童対策 地域協議会の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議を定期的に行い、支援ケースの進行管理を実施するとともに、個別ケース検討会議の実施を進めます。児童虐待対応マニュアルに基づいて、児童虐待への適切な対応を行います。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭への支援の充実

ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養育費の確保、経済的支援について、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子父子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。

~~ひとり親家庭の児童の健全な育成を図るために、子育て生活支援や就業支援、養~~

~~育費の確保、経済的支援について、総合的な対策に努めるとともに、事業や施策がひとり親家庭へ周知されるよう、母子自立支援員の相談を活用し情報提供に努めます。~~

施策名	内容
母子父子自立支援員活動の充実	母子父子自立支援員の資質の向上を図るため、研修機会を確保して、ひとり親家庭・貧困家庭等の自立や就労に向けた適切な相談・指導支援活動ができるように努めます。

(3) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもへの支援に対する連携体制の確立

障害者自立支援協議会を中心として幼稚園や保育所、学校等、関係機関の連携を強化し、障害のある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な支援を行います。

~~地域自立支援協議会を中心として幼稚園や保育所、学校等、関係機関の連携を強化し、障がいのある子どもたちにとって生活しやすい環境をつくとともに、家庭への適切な支援を行います。~~

施策名	内容
障害者自立支援協議会による支援強化	障害があっても、地域で安心して生活を送ることができるよう障害者自立支援協議会（児童部会）や個別支援会議を活用し、幼稚園や保育所、学校など関係機関と連携を図りながら、適切な支援を行います。

特別支援教育の充実

学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害のある子どもは増加している傾向にあり、障害のある児童に応じて適切な支援を行うことが必要です。そのため特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。

~~学習障害（LD）や注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障がいのある子どもは増加している傾向にあり、障がいのある児童に応じて適切な支援を行うことが必要です。そのため特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。~~

施策名	内容
特別支援教育の充実	障害の能力・適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適正な教育的対応、指導を行う体制を整えます。特別支援教育コーディネーターと連携を図るとともに、教員の資質や指導力の向上のため研修の充実を図ります。また、研究会等の実施により、特別支援教育の改善・向上に努めます。

交流教育等の推進

障害のある児童に対する正しい理解と認識を深め、同時に障害のある児童の豊かな人間形成を促進するため、障害のある児童に対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施します。

~~障害のある児童に対する正しい理解と認識を深め、同時に障害のある児童の豊かな人間形成を促進するため、障害のある児童に対する理解の推進や交流教育、福祉教育を小・中学生に実施します。~~

施策名	内容
交流教育推進事業	障害のある児童に対する正しい理解と認識を深め、障害のある児童の豊かな人間形成を推進するため交流教育を推進します。
福祉教育の推進	市内全小・中学校を福祉教育推進校に指定し、福祉教育を推進します。

障害児療育の充実

乳幼児健康診査や発達障害巡回相談等によって障害の早期発見に努めるとともに、円滑な治療・療育への移行をめざします。

施策名	内容
発達障害児療育事業の充実	発達障害のある子ども及び発達障害の疑いのある子ども等に適切な支援を行い、自立及び社会参加の促進に資することを目的に、訓練、相談等の療育事業を実施するとともに、学齢期の障害のある児童が過ごす放課後・夏期休暇の余暇に一時預かり等を行います。

就学指導の充実

障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導が行われるよう努めます。

~~障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導が行われるよう努めます。~~

施策名	内容
就学指導の充実	障害のある児童・生徒の実態を的確に把握するとともに、本人や保護者の意見を十分に聴くことができるよう、就学指導委員会を開催し、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学指導を行います。

教育相談の充実

小・中学校、関連施設において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化するとともに、専門員の配置等質の高い相談事業体制づくりに努めます。

~~小・中学校、関連施設において、きめ細かい教育相談に応じられるよう、教育、福祉、医療等の関係機関の連携を強化するとともに、専門員の配置等質の高い相談事業体制づくりに努めます。~~

施策名	内容
教育相談の充実	臨床心理士や少年育成センター職員に加え、スクールソーシャルワーカーによる専門相談員を実施します。また、訪問相談や電話相談を実施します。

障害児保育等の充実

~~障害児保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めるとともに、幼稚園においても、必要に応じ特別支援補助員等の配置をすすめ、障害のある子どもが地域の保育所や幼稚園での保育や教育が受けられるよう努めます。~~

~~また、母親の就労により保育にかける障害のある子どもの受け入れを推進するため、保育所や放課後児童健全育成においても配慮されるよう努~~

障害児保育を充実させ、一人ひとりの障害の特性を理解した保育が行えるよう、保育の質の向上に努めるとともに、幼稚園においても、必要に応じて特別支

援補助員等の配置をすすめ、障害のある子どもが地域の保育所や幼稚園での保育や教育が受けられるよう努めます。

また、母親の就労により保育の必要な障害のある子どもの受け入れを推進するため、保育所や放課後児童健全育成においても配慮されるよう努めます。

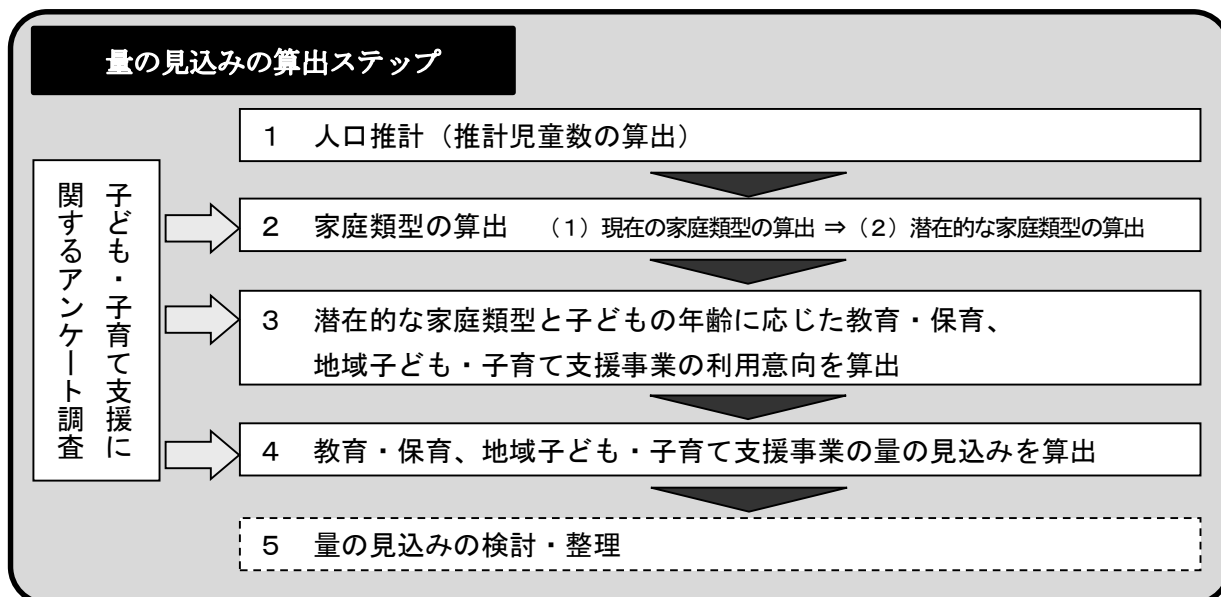
施策名	内容
障害児保育事業の充実	幼稚園における障害のある子どもの受け入れを円滑に推進するため、心身障害児支援補助員を配置します。 保育所における障害のある子どもの受け入れを円滑に推進するため、必要に応じて保育士の配置を行います。
放課後児童保育事業 [㊦]	小学生（1～6年生）を対象に、放課後、家庭において保護者の保育の必要な児童の保育を実施する放課後児童保育事業について、施設の状況を考慮しながら補助員を配置し、障害のある子どもの保育を実施します。

㊦子ども・子育て支援法に定められた「地域子ども・子育て支援事業」に関わる施策

第5章 教育・保育の需要量と提供体制の確保方策

1 量の見込みの算出方法

教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、国が提示するワークシート・算出方法に沿って、アンケート調査結果を踏まえ、以下のステップで算出を進めました。



■全国共通で量の見込みを算出する項目

		対象事業	認定区分	対象児童年齢	
教育・保育	1	教育標準時間認定(認定こども園および幼稚園) <専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	1号	3~5歳	
	2	保育認定①(幼稚園)<共働きだが幼稚園を利用する家庭>	2号(教育)	3~5歳	
		保育認定②(認定こども園及び保育所)	2号(保育)	3~5歳	
	3	保育認定③(認定こども園及び保育所+地域型保育)	3号	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	4	時間外保育事業	0~5歳		
	5	放課後児童健全育成事業	1~3年生、4~6年生		
	6	子育て短期支援事業(ショートステイ・ワイルドステイ)	0~5歳		
	7	地域子育て支援拠点事業	0~2歳		
	8	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした一時預かり	3~5歳	
			その他	0~5歳	
	9	病児保育事業	0~5歳		
	10	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1~3年生、4~6年生		
11	利用者支援事業	0~5歳、1~6年生			

■認定区分について

子ども・子育て支援法では、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなることが決まっており、その際の認定の区分は下記の通りとなります。

認定区分	内 容
1号	満3歳以上の学校教育のみ(保育の必要性なし)の就学前子ども
2号(教育)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とするが幼稚園を利用する子ども)
2号(保育)	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)
3号	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども(保育を必要とする子ども)

■家庭類型について

子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果(父親・母親の有無、父母の就労状況、子どもの年齢など)から、以下の家庭類型を算出します。そして、現在の家庭類型から、母親の就労意向を踏まえて、近い将来の潜在的な家族類型を算出します。

家庭類型	父母の有無や就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム(就労時間:月120時間以上+60時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯)
タイプC'	フルタイム×パートタイム(就労時間:60時間未満+48時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム(就労時間:双方が月120時間以上+60時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しているか、未利用でも今後利用意向のある世帯)
タイプE'	パートタイム×パートタイム(就労時間:いずれかが60時間未満+60時間以上120時間未満で現在保育事業を利用しておらず、今後も利用意向のない世帯)
タイプF	無業×無業

2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、居宅より容易に移動することが可能な区域です。教育・保育提供区域ごとに事業の量の見込み（以下、需要量と呼びます）、提供体制の確保方策（内容、実施時期）を示すことになります。

本市では教育・保育提供区域は、市域全体を1区域として設定し、教育・保育サービスや地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保していきます。

(1) 教育・保育

区域の設定	区域
教育・保育給付(教育・保育施設、地域型保育事業)	1区域

(2) 地域子ども・子育て支援事業

区域の設定	区域
① 利用者支援事業【新規】	1区域
② 時間外保育事業(延長保育事業)	1区域
③ 放課後児童健全育成事業(学童保育)	1区域
④ 子育て短期支援事業(ショートステイ)	1区域
⑤ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	1区域
⑥ 養育支援訪問事業	1区域
⑦ 地域子育て支援拠点事業	1区域
⑧ 一時預かり事業	1区域
⑨ 病児保育事業(病児・病後児保育事業)	1区域
⑩ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	1区域
⑪ 妊婦健康診査	1区域
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】	1区域
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】	1区域

3 教育・保育施設等の需要量と確保の内容

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業内容】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。また、「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

【現状】

平成 25 年実績における幼稚園及び認定こども園を利用している児童は 494 人です。また、平成 25 年実績における保育所及び認定こども園を利用している児童は 356 人です。

【需要量】

○幼稚園及び認定こども園（保育の必要がない児童）

1号認定（2号認定（3 - 5歳）の学校教育の利用希望者を含む）の需要量は平成 27 年度 534 人、平成 31 年度 529 人となっています。

○認定こども園（保育の必要がある児童）及び保育所

2号認定の需要量は平成 27 年度 170 人、平成 31 年度 168 人となっています。

3号認定の需要量は平成 27 年度 179 人、平成 31 年度 169 人となっています。

【確保方策の内容】

○幼稚園及び認定こども園（保育の必要がない児童）

1号認定は、既存の幼稚園 6 施設、認定こども園（幼稚園部分）2 施設において、保育士等を確保し受入可能数を増員して、提供体制を確保します。

○認定こども園（保育の必要がある児童）及び保育所

2号認定は、既存の保育所 4 施設、認定こども園（保育所部分）2 施設で提供体制を確保します。

3号認定は、平成 27 年 4 月より保育所（定員 31 人、0～2歳対象）を 1 か所新設し、提供体制を確保します。

		平成 27 年度			平成 28 年度		
		1号 (3-5 歳) 学校教育	2号 (3-5 歳) 保育の必 要性あり	3号 (0-2 歳) 保育の必 要性あり	1号 (3-5 歳) 学校教育	2号 (3-5 歳) 保育の必 要性あり	3号 (0-2 歳) 保育の必 要性あり
A. 需要量		534	170	179	544	173	180
B. 確保方策	教育・保育施設 (幼稚園、保育所、 認定こども園)	534	170	179	544	173	180
	地域型保育事業						
B - A		0	0	0	0	0	0

		平成 29 年度			平成 30 年度		
		1号 (3-5 歳) 学校教育	2号 (3-5 歳) 保育の必 要性あり	3号 (0-2 歳) 保育の必 要性あり	1号 (3-5 歳) 学校教育	2号 (3-5 歳) 保育の必 要性あり	3号 (0-2 歳) 保育の必 要性あり
A. 需要量		536	170	176	529	168	174
B. 確保方策	教育・保育施設 (幼稚園、保育所、 認定こども園)	536	170	176	529	168	174
	地域型保育事業						
B - A		0	0	0	0	0	0

		平成 31 年度		
		1号 (3-5 歳) 学校教育	2号 (3-5 歳) 保育の必 要性あり	3号 (0-2 歳) 保育の必 要性あり
A. 需要量		529	168	169
B. 確保方策	教育・保育施設 (幼稚園、保育所、 認定こども園)	529	168	169
	地域型保育事業			
B - A		0	0	0

注：「1号認定（3-5歳）学校教育」は2号認定（3-5歳）の学校教育の利用希望者を含む

4 地域子ども・子育て支援事業の需要量と確保の内容

(1) 利用者支援事業【新規】

【事業内容】

子どもやその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【現状】

本事業は新規事業であるため利用実績はありませんが、アンケート調査において、小学校区や中学校区で差はあるものの、どの相談事業も3割を超えていて、一定のニーズがあると考えられます。

【需要量】

保健センター事業をはじめ、総合相談など、一定市が管理し、その後各機関に適切につないでいくことが重要であることから、市が主体となって実施していくことを想定し、各年度1か所を見込んでいきます。

【確保方策の内容】

庁内に利用者支援事業の窓口に子育てコーディネーターを配置し、提供体制を確保します。

単位：か所

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A. 需要量		1	1	1	1	1
B. 確保方策	利用者支援事業	1	1	1	1	1
B - A						

(2) 時間外保育事業（0～5歳）

【事業内容】

保護者の就労形態に応じて、保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて保育を実施する事業です。

【現状】

平成25年度における利用児童数は40人です。

【需要量】

時間外保育事業の需要量は平成27年度49人、平成31年度46人となっています。

【確保方策の内容】

保育所等5施設で平成28年度4人、平成29年度4人、受入可能数を増員し、提供体制を確保します。

単位：人

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量	合計	49	49	48	47	46
	2号保育	24	24	24	23	23
	3号保育	25	25	24	24	23
B. 確保方策	時間外保育 事業	40	44	48	47	46
B - A		▲ 9	▲ 5	0	0	0

(3) 学童保育（小学1年生～小学6年生）

【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業の終了後に小学校の余裕教室等において居場所を提供し、適切な遊びや生活の場として児童の健全な育成を図る事業です。

【現状】

平成25年度における利用児童数は156人です。

【需要量】

学童保育の需要量は平成27年度284人、平成31年度285人となっています。

【確保方策の内容】

小学校6施設において利用定員を増員し、提供体制を確保します。

現状では施設により空き状況が異なるため、市域全体で調整し、提供体制を確保します。

単位：人

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量		284	278	284	287	285
B. 確保方策	学童保育	265	278	284	287	285
B - A		▲ 19	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）（0～5歳）

【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等への入所により、必要な保護を行う事業です。

【現状】

平成25年度における利用人数は2人です。

【需要量】

子育て短期支援事業の需要量は平成27年度5人、平成31年度5人となっています。

【確保方策の内容】

子育て短期支援事業の実施施設（4施設）で5人受入可能な提供体制を確保します。

単位：人

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量		5	5	5	5	5
B. 確保方策	子育て短期支援 事業	5	5	5	5	5
B - A		0	0	0	0	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【現状】

平成25年度における訪問家庭数は236人です。

【需要量】

乳児家庭全戸訪問事業の需要量は平成27年度213人、平成31年度195人となっています。

【確保方策の内容】

全戸訪問事業であり、訪問数は100%を想定し、提供体制を確保します。

単位：人/年

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量		213	209	203	201	195
B. 確保方策	乳児家庭全 戸訪問事業	213	209	203	201	195
B - A		0	0	0	0	0

(6) 養育支援訪問事業

【事業内容】

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児・家事等の養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の向上や支援の実施を確保する事業です。

【現状】

平成 25 年度における訪問家庭数は 9 人です。

【需要量】

養育支援訪問事業の需要量は平成 27 年度 9 人、平成 31 年度 9 人となっています。

【確保方策の内容】

養育支援の必要な家庭への全戸訪問数は 100%を想定し、提供体制を確保します。

単位：人/年

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
A. 需要量		9	9	9	9	9
B. 確保方策	養育支援訪問 事業	9	9	9	9	9
B - A		0	0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業（0～2歳）

【事業内容】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

平成 25 年度における延参加人数は 8,556 人日です。

【需要量】

地域子育て支援拠点事業の需要量は平成 27 年度 10,584 人日、平成 31 年度 9,900 人日となっています。

【確保方策の内容】

平成 25 年度はセンター型地域子育て支援拠点が閉鎖となり、ひろば型 1 か所のみ実施します。

ひろば型地域子育て支援拠点（1 か所）で、平成 27 年度から毎年 336 人日／年（28 人日／月）の受入可能数を増やし、提供体制を確保します。

単位：人日／年

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
A. 需要量		10,584	10,572	10,320	10,128	9,900
B. 確保方策	地域子育て 支援拠点事 業	8,556	8,892	9,228	9,564	9,900
B - A		▲ 2,028	▲ 1,680	▲ 1,092	▲ 564	0

(8) 一時預かり事業

【事業内容】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり事業は、「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3～5歳)」と「在園児を除く一時預かり事業(0～5歳)」の2種類があります。

■幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(3～5歳)

【現状】

平成25年度における延利用数は18,490人日です。

【需要量】

一時預かり事業の需要量は平成27年度21,093人日、平成31年度21,040人日となっています。

【確保方策の内容】

既存の幼稚園6施設(利用定員:37,380人日/年、1園35人)における一時預かり受入可能数を、平成27年度に1園あたり2～3人増員(21,694人日/年)し、提供体制を確保します。

単位:人日/年

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
A. 需要量		21,093	21,627	21,328	21,040	21,040
B. 確保方策	一時預かり事業	18,490	21,627	21,328	21,040	21,040
B - A		▲ 2,603	0	0	0	0

■在園児を除く一時預かり事業（0～5歳）

【現状】

平成25年度における延利用数は844人日です。

【需要量】

一時預かり事業の需要量は平成27年度534人日、平成31年度529人日となっています。

【確保方策の内容】

既存の保育所等（【利用定員：844人日】）における一時預かり受入れ可能人数を1人（最大240人日／年）増員し、提供体制を確保します。

単位：人日／年

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量		1,065	1,076	1,051	1,030	1,016
B. 確保方策	一時預かり 事業	844	1,076	1,051	1,030	1,016
B - A		▲ 221	0	0	0	0

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育）（0～5歳）

【事業内容】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【現状】

病児保育事業は現在未実施の状況です。

【需要量】

病児保育事業の需要量は平成27年度738人日、平成31年度711人日となっています。

【確保方策の内容】

平成27年度に本事業を整備し、提供体制を確保します。

※整備計画

- 見込み定員： 3～4人
- 見込み延利用人数： 735人～980人日
- 見込み年間日数： 245日 ※土日祝日除く

単位：人日／年

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量		738	744	730	719	711
B. 確保方策	病児保育事業	735	735	730	719	711
B - A		▲ 3	▲ 9	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業（小学1年生～小学6年生）

【事業内容】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者で児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との登録制による相互援助活動を行う事業です。

【現状】

放課後の居場所としてのファミリー・サポート・センター事業は、平成20年度から平成25年度まで利用者がいない状況です。

【需要量】

ファミリー・サポート・センター事業（病児保育事業を除く）の需要量は平成27年度10人日、平成31年度10人日となっています。

【確保方策の内容】

現状の利用定員で提供体制を確保します。

学童保育の送迎等で一定利用もあるため、援助事業として継続します。

単位：人日／年

		平成27年 度	平成28年 度	平成29年 度	平成30年 度	平成31年 度
A. 需要量		10	10	11	10	10
B. 確保方策	ファミリー・サポート・センター事業(病児保育事業を除く)	10	10	11	10	10
B - A		0	0	0	0	0

(11) 妊婦健康診査

【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた健康診査を実施する事業です。

【現状】

平成 25 年度における健診受診券交付人数は 244 人、検診回数は 2,014 回です。

【需要量】

妊婦健康診査の需要量は平成 27 年度 351 人、平成 31 年度 325 人となっています。

【確保方策の内容】

妊婦健診の受診率 100%を想定し、提供体制を確保します。

単位：人、回/年

		平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度
A. 需要量	健診受診券 交付人数	351	342	336	329	325
	年間使用枚 数 (健診回数)	2,404	2,335	2,312	2,243	2,243
B. 確保方策	健診受診券 交付人数	351	342	336	329	325
	年間使用枚 数 (健診回数)	2,404	2,335	2,312	2,243	2,243
B - A		0	0	0	0	0

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

【事業内容】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現状】

未実施

【確保の内容】

今後、国が示す対象範囲と上限額に基づき、低所得者に対しては、公費による負担軽減を実施します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

【事業内容】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【現状】

未実施

【確保の内容】

新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、支援チームを設け、新規施設等に対する実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせん等を実施します。

5 教育・保育の一体的提供の推進に関する体制の確保の内容

乳幼児期における教育及び保育は、子どもの健全な心身の発達をはかりつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せもち、保護者の就労状況に関わりなく柔軟に子どもを受け入れることができます。本市では制度改正の趣旨を踏まえ、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及について検討を行っていきます。

第6章 計画の推進

1 庁内推進体制の整備

本計画は、福祉、保健、教育、男女共同参画など、広範な分野にわたるため、庁内関係各課との連携を強化し、効果的・効率的な施策の展開を図るとともに、行政内部で横断的に子ども・子育て支援にかかわる問題や課題を担当できる組織の検討を行います。

2 関係機関等との連携・協働

地域全体で子育てを支援し、子育て家庭がより一層地域とかかわることができるよう、地域における子育て支援の推進を図っていきます。そのため、各種関係機関・団体等との連携を行い、子育て環境の充実した地域社会づくりに努めます。

3 計画の進行管理と点検・評価

本計画の推進にあたっては、毎年度、関連機関・団体と連携をとりながら、本計画の進捗状況の把握、目標値の点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

また、計画期間の中間年となる平成 29 年度を目安とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

資 料

1 相生市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 14 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、相生市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。)の保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される子ども・子育て会議は、市長がこれを招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援室において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相生市の特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

2 相生市子ども・子育て会議委員名簿

	氏名	団体・職名等
学識経験者	○ 服部 伸一	関西福祉大学 発達教育学部 教授
	原 子 純	関西福祉大学 発達教育学部 講師
事業に従事する者	谷 勝雄	相生市社会福祉協議会 会長
	荻原 尚子	保育協会相生支部 支部代表
	南 條 登	社会福祉法人あいおい福祉会 理事長
	勝谷 秀史	小学校校長会 校長会代表 矢野小学校校長
	起塚 淑子	幼稚園園長会 代表園長 平芝幼稚園園長
子どもの保護者	遠藤 泰江江	公募委員
	林 正 仁	公募委員
	秦 真 妃	PTA連絡協議会 母親委員
その他市長が必要と認めた者	◎ 魚橋 武司	相生市医師会 会長
	山田 勝利	相生市連合自治会 会長
	高見 邦男	相生市民生児童委員協議会 会長
	香島 英彦	相生商工会議所 専務理事
	祐延 和広	連合兵庫西播地域協議会 幹事
	竹内 繁礼	相生市健康福祉部 健康福祉部長
	越智 俊之	相生市教育委員会 教育次長管理担当
	松下 昌弘	相生市教育委員会 教育次長指導担当

◎会長 ○職務代理者

3 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 相生市子ども・子育て会議設置条例(平成25年条例第14)第2条に定める事務の調査・検討を行うため、相生市子ども・子育て支援事業推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について調査・検討する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、子ども・子育て支援に関する施策に関して市長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関する学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業従事者
- (3) 子ども(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)の保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により指名された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 推進委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、全委員委嘱後最初に招集される推進委員会の会議は、市長がこれを招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

4 推進委員会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、子育て支援室において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

(相生市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱及び相生市幼保一体化検討委員会設置要綱の廃止)

2 次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 相生市次世代育成支援対策推進協議会設置要綱(平成 19 年相生市訓令第 43 号)

(2) 相生市幼保一体化検討委員会設置要綱(平成 23 年相生市訓令第 10 号)

(委員の任期の特例)

3 この訓令の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 27 年 7 月 31 日までとする。

4 相生市子ども・子育て支援事業推進委員会委員名簿

団体名	氏名	職名等
学識経験者	◎ 服部 伸一	関西福祉大学 発達教育学部 教授
	原 子 純	関西福祉大学 発達教育学部 講師
事業に従事する者	北岡 信夫	相生市社会福祉協議会 事務局長
	賀川 篤代	保育協会相生支部 平芝保育所長
	福島 玲子	あいおい福祉会こすもす倶楽部 統括施設長
	○ 米澤 隆行	小学校校長会 中央小学校校長
	平野 初子	幼稚園園長会 矢野川幼稚園園長
子どもの保護者	遠藤 泰江	公募委員
	江林 正仁	公募委員
	潮見 恵美子	PTA連絡協議会 母親委員
その他市長が必要と認めた者	平田 守利	相生市医師会 平田クリニック院長
	中川 武明	相生市連合自治会 副会長
	鹿島 公子	相生市民生児童委員協議会主任児童委員
	宮崎 秀隆	相生商工会議所 事務局長
	祐延 和広	連合兵庫西播地域協議会 幹事

◎委員長 ○職務代理者

5 相生市子ども・子育て支援事業計画策定経過

日程		内容
平成 25 年度	8月 26 日	第1回相生市子ども・子育て会議 (1) 会長、職務代理者の選任について (2) 相生市の現状について (3) 子ども・子育て支援新制度について
	10月 2 日	第1回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 委員長、職務代理者の選任について (2) 相生市の現状について (3) 子ども・子育て支援新制度について (4) 子ども・子育て支援に係るニーズ調査について
	2月 25 日	第2回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 相生市の人口動態 (2) 子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果報告書(概要) (3) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の実施状況
	3月 25 日	第3回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 教育・保育の提供区域設定について (2) 保育の必要性の認定における就労時間の下限について (3) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の量の見込みの算出について ・量の見込みの算出方法について ・量の見込みの算出について
	3月 28 日	第2回相生市子ども・子育て会議 (1) 相生市の人口動態 (2) 子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果報告書(概要) (3) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の実施状況 (4) 教育・保育の提供区域設定について (5) 保育の必要性の認定における就労時間の下限について (6) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の量の見込みの算出について ・量の見込みの算出方法について ・量の見込みの算出について

日程		内容
平成 26 年度	6月 27 日	第1回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 子ども・子育て支援事業計画の骨子案の検討について (2) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の量の見込みについて (3) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の確保方策について (4) 基準制定を必要とする条例等の制定について
	7月 29 日	第2回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)の検討について (2) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」(案)について (3) 基準制定を必要とする条例等の制定について ・基準制定を必要とする条例等の制定について ・基準制定を必要とする条例等の条例(案)及び参照条文
	8月5日	第1回相生市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)の検討について (2) 教育・保育事業、地域子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」(案)について (3) 基準制定を必要とする条例等の制定について ・基準制定を必要とする条例等の制定について ・基準制定を必要とする条例等の条例(案)及び参照条文
	12月 16 日	第3回相生市子ども・子育て支援事業推進委員会 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)の検討について (2) 利用負担額(案)について
	12月 18 日	第2回相生市子ども・子育て会議 (1) 子ども・子育て支援事業計画(案)の検討について (2) 利用負担額(案)について
平成 27 年度		*実施後、記載

相生市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月

発行： 兵庫県相生市

〒678 - 8585 兵庫県相生市旭1丁目1 - 3

TEL : 0791 - 22 - 7151 FAX : 0791 - 23 - 4596

編集： 相生市 子育て支援室